

第1回智頭町議会定例会会議録

平成28年3月8日

(第1日)

智 頭 町 議 会

第1回智頭町議会定例会会議録

平成28年3月8日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の提案理由の説明
- 第 5. 議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 6. 議案第26号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 7. 議案第27号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 8. 議案第28号 智頭町まちづくり振興基金条例の制定について
- 第 9. 議案第29号 智頭町いじめ問題調査委員会等設置条例の制定について
- 第10. 議案第30号 智頭町地籍調査標識等の管理保護に関する条例の制定について
- 第11. 議案第31号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第12. 議案第32号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第13. 議案第33号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第14. 議案第36号 智頭町税条例の一部改正について
- 第15. 議案第37号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について
- 第16. 議案第38号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第17. 議案第39号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第18. 議案第40号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 第19. 議案第41号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第20. 議案第42号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第21. 議案第43号 鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約（智頭町）の締結に関する協議について
- 第22. 議案第44号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について
- 第23. 議案第45号 智頭町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第24. 議案第46号 第3次智頭町行財政改革プランの策定について
- 第25. 議案第47号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の変更について
- 第26. 議案第4号 平成28年度智頭町一般会計予算
- 第27. 議案第5号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第28. 議案第6号 平成28年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第29. 議案第7号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第30. 議案第8号 平成28年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第31. 議案第9号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第32. 議案第10号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第33. 議案第11号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第34. 議案第12号 平成28年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第35. 議案第13号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第36. 議案第14号 平成28年度智頭町水道事業会計予算
- 第37. 議案第15号 平成28年度智頭町病院事業会計予算
- 第38. 議案第16号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第6号）
- 第39. 議案第17号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第40. 議案第18号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第41. 議案第19号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第42. 議案第20号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)

- 第43. 議案第21号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 第44. 議案第22号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 第45. 議案第23号 平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第46. 議案第24号 平成27年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)
- 第47. 議案第34号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第48. 議案第35号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第49. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の提案理由の説明
- 第 5. 議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 6. 議案第26号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 7. 議案第27号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 8. 議案第28号 智頭町まちづくり振興基金条例の制定について
- 第 9. 議案第29号 智頭町いじめ問題調査委員会等設置条例の制定について

- 第10. 議案第30号 智頭町地籍調査標識等の管理保護に関する条例の制定について
- 第11. 議案第31号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第12. 議案第32号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第13. 議案第33号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第14. 議案第36号 智頭町税条例の一部改正について
- 第15. 議案第37号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について
- 第16. 議案第38号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第17. 議案第39号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第18. 議案第40号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第19. 議案第41号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第20. 議案第42号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第21. 議案第43号 鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約（智頭町）の締結に関する協議について
- 第22. 議案第44号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について
- 第23. 議案第45号 智頭町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第24. 議案第46号 第3次智頭町行財政改革プランの策定について
- 第25. 議案第47号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の変更について
- 第26. 議案第4号 平成28年度智頭町一般会計予算
- 第27. 議案第5号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第28. 議案第6号 平成28年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第29. 議案第7号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第30. 議案第8号 平成28年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第31. 議案第9号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計予算

- 第 3 2 . 議案第 1 0 号 平成 2 8 年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 3 3 . 議案第 1 1 号 平成 2 8 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 3 4 . 議案第 1 2 号 平成 2 8 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 3 5 . 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 6 . 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 3 7 . 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 3 8 . 議案第 1 6 号 平成 2 7 年度智頭町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 3 9 . 議案第 1 7 号 平成 2 7 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 第 4 0 . 議案第 1 8 号 平成 2 7 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補
正予算 (第 1 号)
- 第 4 1 . 議案第 1 9 号 平成 2 7 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 第 4 2 . 議案第 2 0 号 平成 2 7 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 第 4 3 . 議案第 2 1 号 平成 2 7 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第
4 号)
- 第 4 4 . 議案第 2 2 号 平成 2 7 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正
予算 (第 1 号)
- 第 4 5 . 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 4 6 . 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度智頭町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 7 . 議案第 3 4 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 4 8 . 議案第 3 5 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び地方教育
行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第 2 項の
規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長
の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改
正について
- 第 4 9 . 陳情について

1. 会議に出席した議員（11名）

1番	高橋達也	2番	大藤克紀
3番	岩本富美男	4番	中野ゆかり
5番	平尾節世	6番	谷口雅人
7番	岸本眞一郎	8番	欠員
9番	徳永英太郎	10番	石谷政輝
11番	大河原昭洋	12番	酒本敏興

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町長	寺谷誠一郎
副町長	金児英夫
教育長	長石彰祐
総務課長	葉狩一樹
企画課長	河村実則
税務住民課長	矢部整
教育課長	西沖和己
地域整備課長	草刈英人
山村再生課長	上月光則
地籍調査課長	岡田光弘
福祉課長	國政昭子
税務住民課参事兼水道課長	藤森啓次
福祉課参事	江口礼子
福祉課参事	小谷いず美
会計課長	矢部久美子
病院事務次長	寺谷和幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長	寺坂英之
書記	塚越奈緒子

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（酒本敏興） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第1回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（酒本敏興） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、高橋達也議員、2番、大藤克紀議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（酒本敏興） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間に決定しました。

日程第3． 諸般の報告

○議長（酒本敏興） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成28年

2月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますので、ご了承ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますので、ご承知ください。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会が去る2月18日に開会され、11件の議案が上程され、原案どおり可決されています。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、3月1日付をもって町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前臨時会以降、議長等の動静につきまして、お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の提案理由の説明

日程第5．議案第4号から日程第25．議案第47号まで 44案一括
上程

○議長（酒本敏興） 日程第4、町長提出議案の上程、議案第4号 平成28年度智頭町一般会計予算から、議案第47号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の変更についてまでの44議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに第1回定例町議会を招集しましたところ、議員各位には、お忙しいところ出席いただき、まことにありがとうございます。

諸議案の説明に先立ちまして、平成28年度に臨む私の所信の一端を申し述べ、本議会を通じ住民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

まず初めに、我が国の経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、原油価格下落の影響や経済財政対策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調が続いているとされています。しかしながら、経済の好環境については、地方にまで十分に波及しているという状況にはなく、先行きについても、海外景気や経済情勢の悪化

など、我が国経済への下押しリスクに留意する必要があるとされています。また、平成29年4月に予定されている消費税率の引き上げにおける影響についても、前もって注視していく必要があります。

このような中、平成28年度の地方財政計画では、一般財源総額では平成27年度と同水準の額が確保されたところですが、地方交付税は0.3%の減、臨時財政対策債にあっては大幅な抑制となっています。また、経済再生の伸展を踏まえて地方税収の増加を見込んでおり、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めるため、別枠加算の廃止と歳出特別枠の半減などの見直しにより前年を下回るものと予想されます。加えて、昨年10月に実施された国勢調査の速報値では、5年前の平成22年と比べて人口が7.3%減少し、7,153人となっており、後年度の交付税算定に影響を与えることは否めない状況であります。

本町においては、自主財源である町税のうち、市町村民税の個人にあっては、給与所得減に伴い減収見込みであります。収益増に伴う法人税は増収を見込んでいます。また、固定資産税につきましては、償却資産の減収など一般財源の確保が困難となる一方、義務的経費は累増するほか、新たな行政課題への対応など、なお厳しい状況が続いています。

しかしながら、このような財政状況にあっても、将来を見通し、本町が取り組むべき諸課題に新たな発想で積極的に対応していかなければなりません。

新年度は、平成22年策定の第6次総合計画の最終年となりますが、同時に、昨年8月に策定しましたまち・ひと・しごと創生智頭町総合戦略の本格的なスタートの年でもあります。総合計画の着実な推進はもとより、単に人口減少対策だけではなく、いかに安心して暮らせるか、いかに本町の魅力を引き出せるかを前提にご意見をいただき取りまとめた総合戦略の12政策を着実に推進することで、林業、農業を軸とした町民が主役の挑戦し続ける元気なまちを実現してまいります。

なお、この総合戦略と連動した今後10年間のまちづくりの指針となる第7次総合計画を、町民と行政の協働による住民参加型の計画として策定することとしております。

地方創生元年の今、地方、田舎の生き残りをかけたまちづくりが全国各地で始まりました。本町におきましても、本年2月補正と連動した14カ月予算と位置

づけ、総合戦略の各種施策を加速化させています。仕事を創出し、人を呼び込み、持続可能なまちづくりの好環境を生み出すことが地方創生の目的ではありますが、まずは、そこに住む住民が肩を寄せ合い、ともに支え合いながら、心も暮らしも豊かに智頭らしく生きていくことこそが地方創生の原点ではないかと考えます。

私は、あすの智頭町は、住民一人一人が光り輝き、元気な集落、元気な地区が形づくるものであると考えており、そのことが、ひいては、理想とする地域自治、住民自治につながっていくものと信じております。

本年は、平成9年に産声を上げた日本1／0村おこし運動が20年という節目の年であります。それぞれの集落が10年後の将来像を描きながら活動を展開し、そして集落活動10年の土台の上により大きな課題に取り組むべく、旧小学校区単位の地区振興協議会活動へとゼロイチ運動が進化し、日本でもトップランナーの運動として内外から注目を集め、住民自治の時代を見据えた社会システムの構築など、大きな成果を上げてきました。

また、この運動を通して小学校空き校舎の利活用策を住民みずからが考え実践するなど、地域の将来像の実現に向けた取り組みが着々と進行しております。

長年培った住民自治力は、他のどの自治体にも負けない智頭らしさをあらわしていると考えます。今後も住民と行政が協働し、住民自治力を高め、地方創生のパイオニアとしての役割を果たすべく、さらなるまちづくりに邁進していきます。

このような考えのもと編成しました平成28年度一般会計予算は、統合保育園整備を初め、移住定住促進対策、林業振興、森林セラピー事業の拡充、消防ポンプ車の更新、社会資本整備総合交付金事業を活用した道路・橋梁整備などを重点に、教育環境の整備、豊かな資源・環境を活かしたまちづくり、安全・安心で住みよいまちづくりの推進、地方創生総合戦略施策の推進などを計上したところであり、予算総額は前年度比2億9,800万円、4.3%減の66億1,800万円となりました。

平成28年度当初予算編成に当たっての基本姿勢としまして、私は、町長就任以来、疲弊した世の中にあって、地方の時代、田舎のよさが見直されるときが必ずやってくると信じ、低迷する林業と農業にあえて光を当て、訪れる人が癒やされるまちを目指して、「みどりの風が吹く疎開のまち 智頭」を町の表札として掲げ、「林業・農業を軸とした町民が主役の魅力あふれる元気なまち」を将来像に諸施策に取り組んでいるところであります。

いつも申し上げているとおり、国の骨幹を支える林業、農業を基軸とした町民が主役のまちづくりについては、姿勢を変えることなく新年度も引き続き取り組みたいと考えております。

まず、本町の将来を担う子どもたちの教育環境の整備につきましては、本年度から懸案でありました保育園の一元化に着手しており、平成28年度末には新保育園を整備することとし、0歳児から5歳児までの連続した保育の実現を図ります。

また、子どもたちがまちを救うをテーマのもとに、一昨年につき、将来の地域社会を担う智頭中学校、智頭農林高等学校の生徒によるまちづくりの企画提案が百人委員会で発表され、この提案を町政に反映し、ひいては、若い力が地方創生を智頭町から発信できるよう取り組んでいきます。

次に、総合戦略の施策の推進についてですが、まず、林業では、森林資源が充実しつつある中、国産材利用が拡大するなど追い風も見られる一方、材価の低迷など採算性の悪化は改善されておらず、依然として林業、木材産業は厳しい状況に置かれています。このような状況を改善するため、森林経営計画の策定を着実に進めるとともに、400年以上の伝統を持つ林業地として山づくりへの思いを持って持続的に整備を行う自伐型林業は、古来から続く、なくてはならないホンモノの林業であり、将来に向けて推進していきます。

また、間伐がおくれた森林の整備、間伐材の搬出促進を積極的に推進するため、森林所有者の負担軽減を図るとともに、作業道整備、林業用機械導入に係る事業主体の負担を軽減し、低コスト林業、原木の安定供給を推進します。あわせて、智頭温水プールの薪ボイラー運用による木の宿プロジェクトの間伐材利用の取り組みへの支援を行うとともに、智頭材を使用した住宅建築、間伐材を活用する薪ストーブの導入、木育推進などの支援を継続し、地域材の活用を推進します。さらには、本町の豊かな森林を育みの場に出産から教育までの総合サポート体制を整備するため、新年度から総合戦略の重点施策である育みの郷構想に着手することとしています。

農業では、一昨年、日本型直接支払制度の創設、農地中間管理事業の運用開始など農業政策が大きく改革され、さらに、先月には、参加12カ国によるTPPへの署名が行われるなど、農業を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しています。

このような中、中心的担い手の農地の集積、日本型直接支払制度の活用促進な

どに取り組んでいるところですが、将来に向けて農業生産活動の維持、後継者の育成、再生産性の確保、智頭農産物のブランド化などについてさらに対策を講じるとともに、引き続き、有害鳥獣の駆除及び被害防止施設設置への支援を行います。

また、新年度から安全・安心のホンモノの農産物生産として、新たに自然栽培への取り組みを開始するなど、豊かな自然環境を生かした智頭らしいホンモノの農業への取り組みを強化します。

次に、交流推進につきましては、森林のもたらす癒やし効果を活用する森林セラピーについて、新規セラピーロードを引き続き整備するとともに、企業のストレスチェックの義務化を受け、町独自に産業医や企業と共同開発したメンタルヘルスプログラムを県内外の企業に積極的にPRし、誘客や企業の福利厚生等への利用につなげていきたいと考えています。

また、新年度から東京、大阪に本町の支店、ランチを設置し、関東、関西圏との森林セラピー、観光、移住などの人的交流及び町内で生産される安全・安心の農産物などの販売開拓による経済的交流を促進します。特に大阪ランチにおいては、九州、四国の自治体との広域連携を行うとともに、各自治体の森林組合とも連携し、地域材の需要拡大に取り組めます。

移住定住促進対策につきましては、都会から移住を希望される方の本町に対する田舎暮らしの関心も高く、問い合わせも年々増加していることから、地元の空き家とマッチングさせ、受け入れることを通して、本町の持続可能な地域社会の実現を目指します。

また、従来からのUJIターン者住宅支援事業、町有地無償提供、家賃助成、ふるさと就職支援制度などに加え、本年度整備した定住促進賃貸住宅2棟への入居促進、また、子育て世代の移住者向け賃貸住宅として空き家再生活用事業で2棟を整備したところですが、新年度も引き続き、定住促進賃貸住宅を2棟、空き家再生活用事業では1棟を整備することとしています。

子育て支援分野では、少子化が急速に進行する中、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現が求められています。

このため、昨年3月に智頭町子ども・子育て支援事業計画を策定し、各種施策を実施しているところですが、町独自の新たな子育て支援として、新年度から所得制限に関係なく第2子以降の保育料を無料化し、子育て世帯の負担の軽減を図

り、より一層、子育てに優しいまちづくりを推進することとしています。

教育分野では、引き続き小・中学校の教育環境の整備、充実に努めるとともに、保育園、小・中学校、高校間の交流、連携の強化、また、家庭、地域との連携促進を図ることとしています。

福祉分野では、保健・医療・福祉対策を一体的に推進することとし、高齢者や障がい者、その家族、また、生活に困窮する方に対して、住みなれた地域で生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、支え愛事業の充実、医療・介護機能の再編に対応した地域包括ケア体制の構築、生活困窮者自立支援対策法に基づく事業を継続実施するとともに、新たに子どもの学習支援事業の実施を、さらには、介護予防の充実、疾病予防及び健診事業の充実に努めていきます。

商工振興につきましては、商店の活性化と魅力向上に向け、引き続き、店舗改修に要する経費の助成、新規創業、開業支援に対する助成を行うとしており、町なかのにぎわいや雇用の創出につながるよう積極的に支援することとしています。

病院事業につきましては、診療報酬改定が全体でマイナス改定される中で、県が策定する地域医療ビジョンに沿った新たな改革プランの策定及び地域包括ケアシステムの構築など、医療、介護を取り巻く制度改革が始まりますが、今後も一層の患者確保に努め、経営健全化に向け、鋭意取り組んでいきます。

そのほか、雇用確保や都会から地方への流れをつくるため、地域おこし協力隊を積極的に登用するほか、集落支援員制度を活用した地域振興、高齢者の見守りなど、17人の雇用を創出することとしています。

平成28年度は、先ほど述べたような考え方に沿い、国、県等の補助制度を有効に活用し、総合計画の基本理念である豊かな資源・環境を活かしたまちづくり、安全・安心で住みよいまちづくり、充実した教育によるまちづくり、みんなで作る元気なまちづくりの具体的な施策及び総合戦略の各種施策を重点項目として編成を行いました。

それでは、諸議案を審議していただくに当たり、主な議案につきまして、その概要を説明します。

まず、議案第4号 平成28年度智頭町一般会計予算について説明します。

豊かな資源・環境を活かしたまちづくりですが、豊かな自然に恵まれ、囲まれた環境で、出産の喜び、子育てのすばらしさを感じることができる育みの郷構想のスタートアップ事業として、妊娠から出産、育児、子育て、更年期など総合的

に支援するため、女性サポートセンターを設置することとしています。

移住定住対策につきましては、移住を希望される都会の方の要望は多様であります。専任の移住定住コーディネーターを引き続き配置し、移住相談や空き家の掘り起こしを行うこととしています。また、各種の移住定住対策支援事業に加え、引き続き地元材を使用した定住促進賃貸住宅2棟の整備を行い、子育て世代の移住定住者に賃貸することとしています。

智頭町疎開保険につきましては、関東、関西圏を中心に約300人の方に参加いただいているところですが、加入者にお送りする新鮮な野菜や米、加工品なども大変好評を博しております。さらなる加入者をふやす仕組みとして、本年度からクレジット決済を可能とするシステムを導入し、あわせて、加入者特典の地元産品についても多数の組み合わせの中から加入者に選択していただく仕組みを導入し、取り組んでいるところです。この動きを加速させ、智頭町ファンの拡大を図るとともに、智頭野菜など、都市圏の消費者に届けることで高齢者の生きがい対策や経済効果につなげていきたいと考えております。

企業支援対策としましては、従来からの企業立地促進補助金を継続するとともに、引き続き、新たな出店や改修する事業に対し、工事費や備品購入費の一部を支援することとしているほか、新たに創業、開業を目指す方に対し、その経費の一部を助成することとしています。

また、総合戦略の施策、智頭町ファンの獲得を強力に推進するため、新年度は、疎開保険、ふるさと納税の加入者増を図るため、ふるさとチョイス、ファンディングに取り組むこととしています。

観光振興につきましては、1市6町による地方創生広域連携事業として、観光ルートの開発や海外プロモーション活動などに取り組むこととしています。また、観光協会の法人化に伴う新たな組織体制の充実、本町への積極的な誘客とイベント展開に対する支援、さらには、第3種旅行業取得に伴う旅行商品の造成支援を行い、四季を通じたイベントや体験メニュー、周遊観光などのソフト事業、広域的な観光事業の強化に努めてまいります。

国際交流事業につきましては、平成11年から大韓民国江原道楊口郡と交流を続けているところですが、新年度は、青少年交流として本町の中学生が楊口郡を訪問するほか、新たに企業経営者が交流を実施し、両地域のさらなる交流発展を目指します。

農業では、有害鳥獣対策を初め、新規就農者への青年就農給付金のほか、意欲ある就農者への農業用機械、設備の導入助成、親元での就農促進に取り組みます。また、ホンモノの農産物づくりとして、智頭米のブランド化、智頭野菜新鮮組の安全・安心な野菜づくり、集落と企業が連携した農地等の地域資源保全活動や特産品の開発を支援するとともに、新年度は、農薬、肥料、除草剤を使用しない自然栽培の普及推進を図ることとしています。

林業では、間伐及び作業道の整備を積極的に推進するため、経費の15%の町費かさ上げのほか、林業機械のリース助成、森林経営計画の策定を促進するため、森林組合が配置する森林経営計画コーディネーターへの助成を引き続き支援することとしています。

また、自伐型林家を育成するため、専門家による研修、指導を行うとともに、新年度から、自伐型林家に将来にわたり経営を委ねていく山林バンクシステムを創設し、森林を持続的に管理する体制を整備します。あわせて、森を取り巻く歴史、文化など総括的かつ実践的に学ぶことのできる林業塾の開催、さらには、木に親しみ、木を大切にす人材を育成するためウッドスタートなど木育の推進に必要な経費を計上しています。

智頭材出荷促進事業では、はい積等支援を継続するほか、森づくり作業道整備事業、美しい森林づくり基盤整備事業等の施策を引き続き活用し、路網整備、間伐促進を図ることとしています。

森林セラピー事業につきましては、企業による社員のストレスチェックが義務化されたことから、本町独自のプログラムをメンタルヘルス対策に活用していただけより積極的にPRを行うとともに、引き続き2地区の森林セラピーロードの整備を行います。

また、智頭町まるごと民泊事業につきましては、第3回となる全国民泊マラソンの開催をし、都市部との交流や本町への移住定住のきっかけとなるよう積極的に取り組むとともに、智頭中学校生徒の民泊体験を引き続き実施します。

木の宿場プロジェクト推進事業につきましては、出荷者、出荷材の拡大を図りながら、智頭温水プールの薪ボイラーの運営を継続し、森林整備を一層推進することとしています。

智頭百業学校事業では、地域の伝統や文化、田舎の生業などから豊かな農山村の暮らしを見つめ直し、古きよきものを活かし将来につなげていくため、保存・

伝承、特産品化などを推進していきます。

安全・安心で住みよいまちづくりについてであります。移住定住促進事業につきましては、昨年に引き続き、物件提供を行う側の家主の選択肢を広げるとともに、移住希望者の要望に幅広く対応するため、10年間の定期借家契約を結び、町が直接改修を行う空き家再生活用事業を拡充することとしています。

また、事業期間3年の最終年として、引き続き住宅リフォーム助成事業を実施し、定住人口の増加につなげていくこととしています。

地域情報化推進事業につきましては、町内全域に光基盤を整備して5年が経過しますが、住民生活にも不可欠なインフラとして定着してきているところであります。引き続き高齢者見守り支援の拡充と利用支援、機械故障などに対応するため、地域見守り支援推進員を配置することとしています。

近年の急激な少子高齢化の進行により、特に小規模高齢化集落においては、集落機能そのものの維持が危惧されているところですが、これに対応するため、移動販売車の運営費の助成を行うとともに、UIターン者などの外部人材活用し、地域づくりに取り組む集落に対して、生活支援や活動支援を総合的に推進することとしています。

また、時代を象徴する新たな代替エネルギーとして注目される太陽光を活用して、ソーラーパネルの導入を引き続き支援するほか、新年度は、家庭用電池システム、エネファームと家庭用ガスエンジン・コージェネレーションシステム、エコウィル導入費用への助成、LED防犯灯の新設、更新費用の助成を行うこととしています。

地域交通政策では、町民の皆様が親しまれ、日常生活の交通手段として定着しているすぎっ子バスを運行し、町民の利便性を図ります。また、シルバー人材センターが運行する過疎地有償運送の利用者助成を引き続き行います。

戸籍住民基本台帳事務では、平成28年1月から発行が開始された個人番号カードの交付に要する経費を措置しています。

地域福祉施策では、高齢者、障がい者等の生活に必要な交通手段を確保するための支援として、タクシー利用費の助成、シルバー人材センターが運営する福祉有償移送サービスの利用者助成を引き続き行います。

また、高齢者施策では、地域包括ケアシステムの構築を目指し、生活支援等のさまざまな受け皿づくりを加速するため、地域生活支援システム事業を充実する

とともに、家族のあり方が複数人世帯からひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加と変化する中、一人でも多くの方が災害時要援護者支援制度や、告知端末を利用したお元気ですかメールに登録していただくよう、引き続き体制強化を図ることとしているほか、引き続き、支給される臨時福祉給付金及び新たに支給される低所得の高齢者、低所得の障がい・遺族年金受給者向けの年金生活者支援臨時福祉給付金の給付に要する経費を措置しています。

障がい者施策では、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく事業や、相談支援事業など地域生活支援事業等を引き続き実施するとともに、昨年立ち上げた智頭町社会福祉協議会の法人後見事業及び日常生活自立支援事業への助成を行います。

また、啓発事業として、障がい者の自立と社会参加を推進するとともに、あいサポート運動の推進を行います。

特別医療では、小児・障がい者・ひとり親家庭の方が医療を受けたときの自己負担分の助成を行っているところですが、新年度から小児について対象年齢が18歳の年度末まで拡大したことにより、さらなる子育て世帯の負担軽減を図り、子どもたちが必要な医療を安心して受けることができるよう措置しています。

また、昨年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、必須事業である生活困窮者自立相談支援事業、住宅確保給付金事業、任意事業として就労支援事業及び家計相談支援事業を実施しているところですが、新年度は、新たに小学校1年生から3年生まで及び中学校3年生を対象に、子どもの学習支援事業を実施することとしています。さらに、町が直営で実施している自立相談支援事業の一部である自立相談支援員について、新年度から智頭町社会福祉協議会に委託し、事業の受け皿としての人材育成を行うこととしています。

次に、ぜん息児童等機能回復支援事業では、温水プールを利用して健康回復支援を行っていますが、特に要望の多い肥満児への週3回コースは効果が大きいことから、新規に実施することとしています。

また、予防事業では、感染症の流行の蔓延や疾病により罹患したときの重症化を防ぐため、各種予防接種事業を実施していますが、変更の多い予防接種法に対応した定期接種の周知を行うとともに、引き続き風しんワクチンの任意接種に要する経費の助成を行うこととしています。

母子衛生費では、他の先天性疾患より多いと言われる難聴については、早期発

見、早期適切な処置を開始することによりコミュニケーションの形成や言語発達の面で大きな効果があると言われてはいますが、新生児の聴覚検査は保険適用ではないため、新年度から新生児聴覚検査に要する経費の一部を助成することで全新生児の受診を促すとともに、保護者の負担軽減を図ることとしています。

健康診査事業では、40歳以上の方を対象に胃がん、大腸がん、肺がん検診を、20歳以上の女性を対象に子宮がん検診を、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に乳がん検診を行います。なお、引き続き、がん検診に係る個人負担は無料として受診率の向上を図ることとしています。

また、30歳から69歳までの方を対象に人間ドックを、40歳、45歳、50歳の方に脳ドックを、40歳から74歳までの国保加入者を対象に特定健診を行います。さらには、75歳以上の方を対象に、新たに口腔機能検診を追加し、後期高齢者等健康診査を行うこととしています。なお、新年度から検診率の向上と健康への意識啓発を推進するため、健康ポイント事業に取り組むこととしています。

病院事業につきましては、経営健全化を確保するため、国の繰り出し基準に基づく繰出金を措置しています。

地籍調査事業につきましては、引き続き、大字芦津、大字真鹿野及び大字西谷の調査を実施することとしています。また、新年度から山林調査を智頭町森林組合に委託し、事業の進捗を図ることとしています。

町道の整備改良につきましては、住民の生活環境の向上、通勤、通学時の安全確保など、住民生活には欠くことのできない社会資本であるということもありません。町道の新設、改良、道路照明のLED化、橋梁修繕など、引き続き計画的に実施してまいります。

また、歩道除雪機の整備やふるさと整備土木事業など、集落要望にきめ細やかな対応を行ってまいります。

さらには、住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や改修費用の助成にも取り組んでいきます。

公営住宅管理事業では、健康で文化的な生活を営むことができるよう引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

消防・防災関係では、町民の生命、財産を守るため日夜尽力をいただいている消防団の活動に対し深く敬意をあらわすところです。新年度は、消防ポンプ車1

台、小型動力ポンプ2台を更新することとしており、今後とも、団活動のみならず地域の核として頑張っていたきたいと考えております。

また、智頭テクノパーク内に福祉施設の進出や定住促進住宅を整備したことにより、住民の安全・安心な生活を確保するため防火水槽を整備することとしています。

充実した教育によるまちづくりについてであります。子ども・子育て支援の分野では、智頭町子ども・子育て支援事業計画に基づき、乳児保育、一時保育、病児・病後児保育、延長保育など、特別保育の展開により多様な保育ニーズへの対応を図り、子育て家庭を支援するとともに、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業の推進、さらには、福祉行政と連携した乳児家庭全戸訪問事業、ブックスタート事業などを展開し、地域における子育て支援サービスの充実に取り組んでまいります。

また、平成28年度末には統合保育園を整備するため所要の経費を措置しています。

豊かな森をフィールドとした我が町ならではの子育て施策である森のようちえん事業ですが、本年度、県独自の認証制度が創設され、事業者への運営支援が実施されているところですが、引き続き支援するため所要の経費を措置しています。

学校教育につきましては、引き続き小・中学校に授業支援タブレットを導入し、ICT教育による学力向上を図ることとしております。

また、近年は小・中学校の就学に際して、学習及び学校生活面に支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、引き続き小・中学校に支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

文化財保護事業では、本年度から文化的景観保存活用事業に着手し検討を重ねているところですが、新年度中には調査報告書及び保存計画書を作成し、平成29年度を目途に文化的景観の指定に向け取り組むこととしています。

また、遺跡発掘事業では、旧土師小学校、智頭枕田遺跡の出土品の展示スペースを整備することとともに、新年度は石囲炉等の実物模型、レプリカを作製し設置することとしており、土師地区振興協議会と連携してその保存活用に努めることとしています。

図書館費では、新図書館の整備に向け引き続き検討してまいります。

次に、みんなでつくる元気なまちづくりであります。

空き校舎の利活用については、現在、それぞれの地域で順次実践の取り組みがなされていますが、新年度におきましては、旧山郷小学校におけるホール空調修繕に要する経費のほか、旧那岐小学校のLED改修経費の助成を行います。今後も引き続き地域に活力が生まれ、さらなる住民参加が促されるよう積極的に支援してまいります。

百人委員会につきましては、提案された8プロジェクトの支援、また、一昨年から参加している智頭中学校、智頭農林高校生による3プロジェクトの企画提案を支援するとともに、新年度は、若手町職員が企画提案した2プロジェクトに要する経費を計上し、次代を担う中学生、高校生と連携したまちづくりを推進してまいります。

本町独自の地域おこし事業、日本1/0村おこし運動につきましては、現在、5地区で地区振興協議会が活動を展開しておりますが、小学校の利活用策の検討、実践を初め、各地域のそれぞれの課題の対応、持続可能な地域経営を模索する取り組みが実践されており、地域自治のモデル的な取り組みと高く評価されており、一層の活躍が期待されるところです。

また、智頭農林高校と協働連携事業では、百人委員会での高校生部会として提案いただいた智頭宿の魅力アップ事業やちのりんショップの運営に関する経費の支援を行うほか、農林業を基盤とした学習を通してふるさとを愛し、将来の地域を支え、新たな価値を創造する人材育成を目的に、新年度はふるさと創造科が創設されることから、さらなる連携強化のため引き続き地域コーディネーターを派遣することとしています。

以上、平成28年度智頭町一般会計予算の概要を説明しました。

次に、特別会計について説明します。

議案第5号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、国民健康保険被保険者に対する医療給付費を措置するとともに、特定健診の受診率の向上を目指した施策、智頭町ドック及び脳ドックを引き続き実施することとしています。

議案第6号 平成28年度智頭町簡易水道事業特別会計予算につきましては、各施設の水質検査等の維持管理に要する経費を計上しています。

議案第7号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、貸付金の収納及び償還事務に係る経費を計上しています。

議案第 8 号 平成 28 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、土地開発基金利子を措置しています。

議案第 9 号 平成 28 年度智頭町公共下水道事業特別会計予算につきましては、処理施設の維持管理及び起債償還に要する経費を計上しています。

議案第 10 号 平成 28 年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、各地区処理施設の維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第 11 号 平成 28 年度智頭町介護保険事業特別会計予算につきましては、介護保険被保険者に対する介護サービス、介護予防の給付費を措置するとともに、認知症予防教室や介護予防、いきいき百歳体操の普及など地域支援事業に要する経費を、また、介護保険法の改正に伴う生活支援コーディネーターの配置や、智頭病院と連携し、認知症初期集中事業の早期着手に要する経費のほか、引き続き東部圏域在宅医療、介護連携に要する経費を措置しています。

議案第 12 号 平成 28 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算につきましては、智頭心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第 13 号 平成 28 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営に要する経費を措置しています。

議案第 14 号 平成 28 年度智頭町水道事業会計予算につきましては、老朽管の更新を引き続き実施するとともに、第 1 水源地浄水設備の改良に要する経費を計上しています。

議案第 15 号 平成 28 年度智頭町病院事業会計予算につきましては、今後も一層の患者確保に努め、経営健全化を図るとともに、病院新築後 10 年が経過したことから、施設及び医療機器の修繕、更新に要する経費を措置しています。

続きまして、議案第 16 号 平成 27 年度智頭町一般会計補正予算（第 6 号）について説明します。

平成 27 年の人事院勧告を踏まえ、勤勉手当の 0.1 月引き上げ及び給料表の改正、また、特別職の職員及び議会議員の期末手当の 0.05 月の引き上げを行うため、各費目について所要の経費を計上しています。あわせて、人件費の調整による特別会計への繰出金を措置しています。

また、国の平成 27 年度補正予算成立を受け、自治体情報セキュリティ強化対策補助金を活用し、住民情報流出を防止するため、マイナンバー利用事務系、内

部情報系及びインターネット接続系を分離し、セキュリティ対策を強化する経費を計上しています。

保育園建設事業では、新年度から園舎の整備に着手することとしており、委託料、工事請負費及び原材料費を減額措置しています。

そのほか各種事業の決算見込みに伴う調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算額は8億5,526万6,000円の減額であり、補正後の予算総額は62億9,351万2,000円となりました。

また、議案第17号から24号までは特別会計及び企業会計の補正予算であり、主に決算見込みに基づく補正です。

次に、条例案件につきまして説明します。

議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、行政不服審査法の施行に伴い、条例を制定し、関係条例について改正を行うものです。

第1条、智頭町情報公開条例及び第2条、智頭町個人情報保護条例の一部改正につきましては、不服申し立てに関する規定及び行政不服審査法の一部適用除外の規定を、第3条、智頭町行政手続条例の一部改正につきましては字句の修正を、第4条、智頭町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正につきましては、異議申し立てに関する規定を改正するため、それぞれ関係条例を制定するものです。

議案第26号 地方公務員法及び地方独立行政法の一部の改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定し、関係条例について改正を行うものです。

第1条、智頭町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び第3条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正につきましては、引用する地方公務員法の条項及び用語の改正を、第2条、智頭町職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、降給に関する規定を新たに設けるものです。

議案第27号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、定住用住宅として設置した智頭町定住促進賃貸住宅の管理について必要な事項を定めるものです。

議案第 28 号 智頭町まちづくり振興基金条例の制定につきましては、まちづくりの振興を図るための事業に対応するため新たに基金を設置するものです。

議案第 29 号 智頭町いじめ問題調査委員会等設置条例の制定につきましては、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定に基づき、調査委員会等を設置するために必要な事項を定めるものです。

議案第 30 号 智頭町地籍調査標識等の管理保護に関する条例の制定につきましては、国土調査法の規定に基づき、地籍調査等で設置した標識等の滅失、損傷等を防止し、その管理保護を行うために制定するものです。

議案第 31 号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、審査の申し出等について所要の改正を行うものです。

議案第 32 号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第 33 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う引用条例の改正を、あわせて、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたため、改正を行うものです。

議案第 34 号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成 27 年の人事院勧告を踏まえ、勤勉手当の 0.1 月引き上げ及び給料表の改正、あわせて、地方公務員法の一部改正する法律の施行に伴い、行政職給料表級別職務分類表の改正を行うものです。

議案第 35 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第 2 項の規定によりなおその効力があるものとされる旧教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、平成 27 年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の期末手当を年間 0.05 月引き上げるものです。

議案第 36 号 智頭町税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、町税の徴収の猶予、滞納処分による財産の換価の猶予に係る規定の整備

のほか、個人番号の利用等の取り扱いの一部見直しに伴い、改正するものです。

議案第 37 号 智頭町手数料徴収条例の一部改正につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、手数料の種類及び金額を新たに定めるものです。

議案第 38 号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正につきましては、新年度から山郷地区公民館が旧山郷小学校に移転することに伴い、設置場所及び使用料の規定を改正するものです。

議案第 39 号 智頭町介護保険条例の一部改正につきましては、生活支援体制整備事業及び認知症施策の推進について、平成 28 年 4 月 1 日に繰り上げて実施するため改正するものです。

議案第 40 号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布により、利用定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所について地域密着型通所介護事業所に移行するため、所要の改正を行うものです。

議案第 41 号 智頭町下水道条例の一部改正につきましては、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、人事案件ですが、議案第 42 号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、金 允基氏が平成 28 年 6 月 18 日で任期満了となり、引き続き同氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

次に、議案第 43 号 鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約（智頭町）の締結に関する協議につきましては、鳥取県及び県内全市町村が情報システム共同化を推進するため、鳥取県自治体 ICT 共同化広域連携協約を締結することに関し鳥取県と協議することについて、地方自治法の規定に基づき本議会の議決を求めるものです。

議案第 44 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、第三者機関への諮問手続が導入されることとなり、鳥取県と県内市町村が共同で行政不服審査会を設置するため、鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定めることに関し協議することについて、地方自治法の規定に基づき本議会の議決を求めるものです。

議案第 45 号 智頭町過疎地域自立促進計画の策定につきましては、平成 28

年度から5年間の計画を策定しましたので、過疎地域自立促進特別措置法及び智頭町議会基本条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第46号 第3次智頭町行財政改革プランの策定につきましては、平成27年度から5年間のプランを策定しましたので、智頭町議会基本条例の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第47号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期介護保険事業計画の変更につきましては、平成29年4月1日まで猶予期間であった生活支援体制整備事業及び平成30年4月1日まで猶予期間であった認知症施策の推進について、それぞれ平成28年4月1日に繰り上げて実施することとなったため変更を行いましたので、智頭町議会基本条例の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。

詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（酒本敏興） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第5、議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第13、議案第33号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての9議案及び日程第14、議案第36号 智頭町税条例の一部改正についてから、日程第25、議案第47号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の変更についてまでの12議案を一括し議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。なお、発言時間につきましては、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第5、議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

2ページをお願いいたします。条例等議案の説明資料の概要は1ページでございます。

この条例につきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、一括で条例を制定して、関係する4条例、この条例を改正するものでございます。

まず、この行政不服審査法の改正についてであります。処分に対し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度、いわゆる不服申し立てについて、公平性の向上でありますとか使いやすさの向上、国民の救済手段の充実拡大の観点から、このたび見直しが行われました。1つには、不服申し立てまたは異議申し立てという表現が、今度は審査請求というものになります。また、審理員によります審理手続、いわゆる第三者機関への諮問手続、これが導入されております。これが大きく2つの今回の改正点でございます。

これを踏まえまして、2ページの第1条、智頭町情報公開条例及び3ページの第2条、智頭町個人情報保護条例の一部改正につきましては、不服申し立てに関する規定を審査請求というものに改正をいたします。及び行政不服審査法の規定を一部適用除外、この情報公開条例と個人情報の保護条例につきましては、それぞれ審査会が設置されているために、この適用は除外をするということでの今回は改正でございます。主な内容はそういうことでございます。

それから、5ページでございます。第3条の智頭町行政手続条例の一部改正、これにつきましては、5ページの一番下にありますいわゆる字句の修正でございます。4号の前3号に「規定する者であったことのある者」が「あった者」ということで文言の修正をいたしております。

それから、6ページでございます。第4条、智頭町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正は、これは異議申し立てというものを、先ほど申しましたように審査請求ということでの規定を改正するものでございます。

条例改正の施行日は、平成28年4月1日でございます。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6、議案第26号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての補足説明を

求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そうしますと、議案書の7ページでございます。

議案第26号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定。8ページをごらんいただきたいと思っております。説明書のほうでは、同じく1ページでございます。この改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴いまして一括して条例を制定し、関係する3つの条例を改正するものでございます。

まず、第1条でございます。8ページでございますが、智頭町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び11ページでございます。第3条の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の引用によります条項でありますとか用語の修正を行っております。新たに加わったものとか用語の改正でございます。

それから、8ページから11ページにわたりますが、第2条でございます。智頭町職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、これも地方公務員法の改正によりまして降給という規定が新たに設けられました。降給には、降格と降号ですね、現在の職務の級を給料表の下位の職務の級に、例えば4級を3級にというようなものと、降号は、職員の給与の同一の職務の中の級を15級を例えば13級にというようなことでの、降号といいます、その2つの規定をそれぞれ地方公務員法の改正によりまして整備を行ったものでございます。以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中野議員。

○4番（中野ゆかり） 報告しなければいけない事項の中に、職員の人事評価の現状というのが加わったわけですがけれども、人事評価の今の現状というのはどうなってますでしょうか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 現在、新たな人事評価制度の導入をいたしまして試行

をいたしております。1月1日現在において人事評価のそれぞれの評価を行っている。3月末までには評価を終えるということで、現在試行をいたしております。平成28年4月1日以降、本格導入になりますので、それに向けて今、新たな人事評価制度の導入を行ったというところでございます。

○議長（酒本敏興） 4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） 以前お聞きしたときには、課長級、いえば管理職の方は人事評価はまだなされていないということを聞いたことがあります。管理職の能力評価とか実績評価という点では、これも導入されるということでしょうか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 以前から全職員に導入しておったわけですが、新たに、いわゆる能力評価、業績評価、この2つの評価を、それから自己評価、目標設定にかかわる評価というもので、全職員を対象に実施いたしました。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） この2条の中に、任命権者が人事行政の運営状況に関し報告しなければならないとなってるんですが、この報告というのは、どこに対してどういうぐあいにこれは報告がされるということでしょうか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 現在も町広報紙で、10月でしたか、11月、給与の関係とか定められたものを今、公表しておりますので、今度は新たに人事評価の状況等も盛り込むということで、そういう報告の改正がなされたものでございます。現在も広報紙で行っております。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 広報なんかに公表されてるといいますが、これは全般的な部分の公表ですね。当然今回のこの職員の人事評価というのは個人個人の評価が対象になると思うんですが、そういった個人個人の人事評価が公表されるということになるんでしょうか、そこら辺はどういうぐあいなんでしょう。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 個人の人事評価を公表するというものではございません。どういった評価項目で、いつどういう時期に実施したかということの公表でございませぬ。なお、現在も行っておりますのは、その部分は入っておりませんが、

ほぼこの定められた事項の報告をいたしておるところでございます。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は13時、午後1時からといたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第7、議案第27号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 議案書13ページをごらんください。議案第27号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてということでございます。

1枚はぐっていただきまして、14ページから18ページまでにこの条例を記載しております。第1条で、この条例は、子育て世代のUJIターン者等による人口増加、及び智頭町内への定住を図るために整備する智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する必要な事項を定めるものであります。

第2条、第3条で定義、設置ということで記載しております。設置場所につきましては、智頭町三田地内で現在2棟を整備しているところでございます。

第4条に、入居者の公募の方法、第5条に、入居者の申し込み資格ということで上げております。入所申し込みにつきましては、この条例に基づきまして、新年度に入りまして公募をすることとしております。第5条の1から5までの要件を満たした者から入居の申し込みを受けることとなっております。第5条第1項で、智頭町に20年以上居住する意思のある者で、入居後、速やかに住民基本台帳等に移すということが条件になっております。それから第2項ですが、入居申し込みの年齢につきましては、40歳以下であると、こういうところが今までの住宅等の要件とは違っておるところでございます。

それから、第6条、第7条に、入居の申し込み、それから選考及び決定という

ことで、これにつきまして4月以降に公募した中から入居者を確定していきたいというふうに考えております。

はぐっていただきまして、18ページになりますが、ここの28条でございますが、定住住宅の譲渡ということで、この定住住宅につきまして、入居開始より20年間居住していただきまして、条例、規則等の契約を遵守した者に対しましての無償譲渡をするものということで、ここに加えております。そのほかこの条例にないものにつきましては、現在、規則等で策定しておりますので、詳細につきましては規則等で定めていきたいというふうに考えております。それから一番下の別表ということで、一応、賃貸料金でございますが、一月、3万5,000円ということで想定しております。以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） この条例を設置するのに、申し込みのほうは手に余るほどあるということで受け取ってよろしいんでしょうか。今聞いた2つの住宅に対して、入る方が多数おられるからということで理解してよろしいんでしょうかということです。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 公募につきましては、4月以降にする予定にしております。以上でございます。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） その中に予測される中で、2組以上おられるということをお尋ねしてこのような設置をされたんですかということをお尋ねしてるんですけど。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 現在のところ、かなりの方の居住のニーズがございますので、2組以上は当然あるというふうに想定はしております。

○議長（酒本敏興） 質疑はほかにありませんか。

4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） この住宅がまだ見えてない状態なのでどんな家が建つの

かもわからないんですが、家賃が3万5,000円ということで、この金額の積算根拠というのはどういったものだったのか、教えてください。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） この金額の設定でございますが、先ほど申しましたように、対象者は40歳以下ということでございます。おおむね20年過ぎますと大体定年の60歳ということでございます。20年住んでいただきましたら約450万円の賃貸料金になる……。

（発言する者あり）

○企画課長（河村実則） 約850万ということで、この1棟の建設費が約1,600万ということで、約半分の資金が回収できると。これにつきましては、起債等を使っておりますので、土地と含めても大体かかった費用は回収できるんじゃないかということの想定から、こういった金額を設定しております。

○議長（酒本敏興） 4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） 今ある町営住宅との比較とか、そういうことも勘案してかと思ったのですが、そういうことは考えにはなかったんですか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 特に比較等はやっておりません。

○議長（酒本敏興） 4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） この件につきましては、当初予算の説明では、今年度に建てて、それ以降はモデルハウスとして利用していくんだというような説明を私は聞いた覚えがあります。1人の方に長く住んでいただくというような説明を私はこのたび初めて議案で上がってきて知ったのですが、やはり公のお金を使うのであれば、多くの方に仮の……。意見は言っちゃいけません。当初のそのモデルハウスというような説明に関してはどうだったのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） この物件につきましては、初めから定住住宅ということでやっております。多分そのモデル住宅というのは別の課の件かなというふうに想像いたします。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） この5条の1項に、20年以上居住する意思がある者と

してますが、ここら辺の確認といいますか、これはどういうぐあいに判断されるんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） あくまで20年以上住んでいただきましたらということで先ほど申しましたが、どういうことが起きるかもしれませんので、確定ということは恐らくできないと思います。ただ、20年以上住んでいただく意思がある方、そしてそれなりの覚悟ですね、まずその面接といいますか、というところで確認させていただいて、でも入っていただくしかないかなというふうには考えております。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） とりあえず条件として、20年以上ということは確認されると思うんですが、じゃあ、その方が途中で退居した場合に別に罰則ということとはつかないわけですね、そこら辺はどうですか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） どういった状況でなるかわかりませんので、罰則ということは考えておりませんが、20年後の賃貸譲渡につきましてのことは、まだ検討が必要かとは思いますが。

○議長（酒本敏興） ほかに。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 当然、例えば初めに入った人が、5年後、10年後に退居して、また次の方を多分入居を公募されると思うんですね。そうすると、家の価値というものは当然下がってくるんで、また後の人が20年後に譲渡無償となったときに、少し今ちょっと条件が悪くなるのかなということを考えたりしたもので、想定としては、新しく建てた家に20年以上入っていただいて、その家賃が20年間継続したら半額補填されるんで、無償譲渡ということが前提だということですね。だからそれは同じように、初めに入居した人が途中で退去して5年後、10年後で次の方を公募しても、次の方は当然20年間という条件になるという想定でいいんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 先ほど申しましたように、その退居状況がわかりませんので、当然、先ほど言いましたように、10年たって出られた場合には同じよ

うに20年で無償ということには恐らくならないと思いますので、そういったところにつきましては、規則なり、そのときの状況に応じて考えていきたいというふうに考えております。

○議長（酒本敏興） 詳細につきましては、また特別委員会でお願ひします。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8、議案第28号 智頭町まちづくり振興基金条例の制定についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、19ページをごらんいただきたいと思ひます。議案第28号 智頭町まちづくり振興基金条例の制定について。

20ページをごらんいただきたいと思ひます。議案の説明資料につきましては、2ページでございます。まちづくりの振興を図るための事業に対応するために新たに基金を設置するため条例を制定いたします。これは、住民主体のまちづくり事業へのこの基金から助成を行うということで、このたび基金条例を制定するものでございます。

施行日は、公布の日ということでございます。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） この基金の財源の内訳については、丸々全部町のお金ということでしょうか。例えば、交付税じゃないけど、どっかから補助金的なもの等が入って合算してこの基金を造成するという、そこら辺、財源の中身についてはどうなんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 予算の審議ではありませんので、ちょっとそのあたりは詳細には、また予算の中で出てまいります、概略を申し上げておきますと、町が基金をまず積み立てます。それに一般財団法人民間都市開発推進機構という

のがございまして、これは国交省の外郭団体でございますが、いろいろな補助制度を検討いたしておりましたところ、この住民参加型まちづくりファンドへの支援というような事業がございまして、町がこのまちづくり振興、今回はまちづくり振興基金ということにいたしました。そこに一般財源なり、過疎債のソフトなりで基金をまずそこに拠出いたしますと、その2分の1を助成をいただけるというようなことでありまして、それを基金に積み立てて、その中からまちづくり事業に助成をしていこうというようなことを考えております。以上でございます。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） あと、この基金を使って事業をしようとするときには、ファンドですかね、そういったもののある程度目的に沿ったような形になるということで、町が独自に判断をしてということにはなるのかならないのか、そこらへんは、どういう関係になるんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 拠出をいただきますいわゆるMINTO機構のほうからの制限は、あくまでもまちづくりへのハード事業ということでの支援というふうに制度上なっております。ですので、その基金の中から機構から助成をいただきますものは必ずハード、そしてそれに見合うソフトがあれば、町費のほうで、またソフトというような形でその団体への助成をしていこうというものでございます。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9、議案第29号 智頭町いじめ問題調査委員会等設置条例の制定についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の21ページ、そして説明資料の3ページをごらんいただきたいと思っております。議案第29号 智頭町いじめ問題調査委員会等設置条例の制定について。

いじめ防止対策の推進法の規定によりまして、いじめ防止等のための対策を総

合的かつ効果的に推進するため、智頭町いじめ対策調査委員会及び智頭町いじめ問題検証委員会を設置するための必要な事項を定めるものであります。

概要としまして、大きく2点に分かれます。1点につきましては、智頭町いじめ問題調査委員会、これにつきまして説明させていただきます。

本条例の第3条に該当しますけども、教育委員会は、重大事態に対処等をするため調査委員会を設置するということであります。2点目といたしまして、調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ調査及び審議し、答申するというところで、条例の第4条に該当する事項であります。その他の条文といたしましては、調査委員会について、これら調査委員会についての必要な事項を定めるものでございます。

2点目としまして、智頭町いじめ問題検証委員会、これについてであります。

町長は、教育委員会からの報告に係る重大事態への対処等のため検証委員会を設置する。これは条例の第9条に掲げる事項であります。次に、この検証委員会は、町長の諮問に応じ調査及び審議し、答申するというところで条例第9条に規定しているものであります。その他、この検証委員会につきましての必要な事項を定めるものとして、他の条文を掲げております。以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 問題が起こったときに調査委員会を設置をして町長に答申するということですが、もう一つ、検証委員会という組織は、調査委員会と検証の委員会というのは常に同時2つを立ち上げて、結果というか、問題解決に向けての対応をするんでしょうか、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 事が、重大事態が発生したと認めた場合に、これは、もとは現場の小・中学校から教育委員会のほうに報告があります。それを受けて現場のほうと、小・中学校のほうとやりとりをした上で、教育委員会が重大事態であると認めた場合には、まずもっていじめ問題の調査委員会を設置いたします。その中で、これが調査委員会の中で重大事態だというふうに認められるということになり、さらに、それを教育委員会のほうに調査委員会のほうから答申して出

されるわけでありまして、それを受けて町のほうの検証委員会に報告するわけですが、その過程におきまして、いじめ問題調査委員会の内部において事が凶られる、解決するようでありまして、町長部局のほうに、検証委員会のほうに調査をするということに至らない場合もあるということで、同時並行に進行していくと、設置するというものではございません。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） そうすると、まず、問題の調査委員会である程度調査をして町長に答申をして、町長がその答申で問題がある程度原因がわかったと、対応もこうすればいいというような形が見えれば、検証委員会まで設置しなくてもいいという判断は町長がされるというところでしょうか、そこはどこがするんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） いじめ問題調査委員会の中で一定の内容というものが教育委員会のほうに答申として出されます。その内容が重大事態ということであれば、次の町長部局のほうにその答申に基づいて報告をするわけですが、重大事態ではないと仮に認められた場合には、それ以上、町長部局のほうに報告し、さらに検証委員会を設置する必要があるというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 全協のほうで、ちょっとこういうまた説明資料をいただいたんですが、この説明資料で見ると、いじめ問題で重大事態が発生したときに調査委員会を設置するような、そういう捉え方をしているんですが、その重大事件だから調査委員会を設置した、調査委員会が調査してある程度問題の究明等ができて対応等ができれば、それを答申ですね、調査委員会から答申が上がっていく、なおかつそれでもっといろんな問題を検証しなければならないと判断したときに次の検証委員会に至ると思うんですが、だから検証委員会が必要だという判断をするのはどこの時点でするんでしょうかという質問なんですが、どうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖課長、端的に答弁してください。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） これにつきましては、検証委員会のほうから答申が出

された時点で、それは町長部局のほうに、今、こういう事態であるということは報告するわけでございまして、その状況に応じて町長部局のほうは、これは重大事態で検証委員会も設置しなければならないというようなことは察しがつくと思います。そういった連絡のやりとりというのは緊密に行ってまいりますので、リアルタイムで調査委員会イコール検証委員会の設置ということにはなりませんけれども、情報は密に連携して対応してまいる、このような考え方でおります。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10、議案第30号 智頭町地籍調査標識等の管理保護に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

岡田地籍調査課長。

○地籍調査課長（岡田光弘） 議案第30号 智頭町地籍調査標識等の管理保護に関する条例の制定についてでございます。

議案書26ページ、説明資料は3ページをごらんください。

地籍調査標識等の管理保護に関する条例でございますが、地籍調査等のために設置した標識等の滅失、損傷等を防止し、その管理保護に関する必要な事項を定めるものでございます。ここで言います2条に定義として標識等につきましては、地籍図根三角点、地籍図根多角点及び法第19条5項の規定により指定された基準点等を指します。

第3条として、保全管理に関する規定、第4条として、標識等の移転につきまして、ここでは標識等の移転の請求書の書式についても定めをしております。第5条で、標識等の毀損に関する項目、ここにつきましては、毀損した場合の毀損届の様式を定めております。第6条、標識等を移転する場合の費用負担、これにつきましては原因者が負担するというものを定めております。

この条例につきましては、28年4月1日からの施行でございます。以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11、議案第31号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そうしましたら、議案の29ページをごらんいただきたいと思います。あわせて説明資料の4ページをごらんください。

議案第31号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。これは行政不服審査法の全部改正に伴いまして所要を行うものであります。

それでは、議案の30ページをごらんください。

第4条では、審査の申し出に係りまして審査申出書の記載事項などについて所要の改正を行うとともに、審査申し出人の代表者などがその資格を失った場合の届け出義務についての規定を追加するものであります。同じページの第6条では、弁明書及び反論書の取り扱いについて必要な規定の整備を行うものでございます。

31ページに移りまして、第11条ですが、こちらでは、委員会からの決定書の記載事項などについての規定を追加するものであります。

なお、条例の改正の施行日は、平成28年4月1日としております。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12、議案第32号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案書32ページでございます。議案第32号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。

33ページと34ページをごらんいただきたいと思います。資料のほうは4ペ

ージでございます。これは、地方公務員法、地方公務災害補償法施行令の一部改正に伴いまして、年金補償及び休業補償の調整率の改正がありましたので、所要の改正を行うものでございます。

施行日は、平成28年4月1日でございます。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13、議案第33号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、議案書の35ページでございます。議案第33号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

36ページをごらんいただきたいと思います。説明資料のほうは5ページでございます。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、第1条では、引用条項の改正を行っております。また、第8条の3第1項2号につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、小・中学校の教育を一貫して行う義務教育学校というものが新たな学校の種類として規定されたために、今回改正を行うものでございます。

施行日は、平成28年4月1日。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14、議案第36号 智頭町税条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） それでは、議案の49ページをごらんいただきたいと思います。議案説明資料概要については6ページであります。議案第36号智頭町税条例の一部改正について。この改正は、地方税法が一部改正されたこと、また、個人番号利用の取り扱いについて一部見直しが行われたことなどに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

それでは、1枚めくっていただきまして、議案の50ページをごらんいただきたいと思います。50ページから54ページにかけての第8条、第9条、第10条、第11条及び第12条の規定は、町税の徴収猶予及び滞納処分による財産の換価の猶予に関する一定の事項につきまして条例で定めるよう見直しが行われたことに伴いまして、所要の規定の整備を行うものであります。

ちょっとめくっていただいて、54ページからになります。54ページ、55ページにかけての第51条及び第39条の3につきましては、減免申請書の個人番号を記載しなければならないと規定していたものについて、個人番号利用の取り扱いについての一部見直しが行われたことに伴いまして、個人番号記載の規定を削るものであります。

なお、施行期日につきましては、個人番号の取り扱いに関する改正規定は、条例公布の日からと、また、その他の規定につきましては、平成28年4月1日からとしております。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15、議案第37号 智頭町手数料徴収条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、議案書の56ページでございます。議案第37号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について。

57ページをごらんください。説明資料のほうは7ページでございます。行政不服審査法の改正に伴いまして、行政不服審査法の規定に基づく写し書面の交付

手数料の種類及び金額等を新たに今回定めるものでございます。

施行日は、平成28年4月1日。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16、議案第38号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案第38号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について。

議案書の58ページ、そして説明資料の7ページをごらんいただきたいと思います。山郷地区公民館が旧山郷小学校に移動することに伴いまして、山郷地区公民館の設置場所を変更するものであります。山郷地区公民館の設置場所を智頭町大字福原19番地に変更します。

次に、山郷地区公民館の若杉ホール、実習室、会議室及び図書室の使用に係る使用料を新たに定めるものであります。

なお、施行期日におきましては、平成28年4月1日でございます。以上です。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17、議案第39号 智頭町介護保険条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案書の60ページ、説明資料の8ページをごらんください。

議案第39号 智頭町介護保険条例の一部改正について。これは、昨年4月に改正となった介護保険法によって各事業のスタートを運営する時期を延ばしていたものを、今回の施行ができることになったために時期を繰り上げてするものです。

改正後としましては、61ページを見ていただきたいと思います。まず、1項目めとしまして、生活支援コーディネーターの複数配置、これの方向性が確定したことを受けて、平成29年4月1日スタートとしていたものを平成28年4月1日に改めるものです。

続きまして、3項目めですけれども、第7条3ですが、認知症集中支援チームの医師要件が見直されたことに伴い、医療・福祉・介護の連携のもと、平成30年4月1日と猶予としたものがこの4月に施行できることになりましたので、この2項目を改正するものです。以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18、議案第40号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての補足説明を求めます。
國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案書の62ページ、説明資料の8ページとなります。

議案第40号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。これは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴って、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されるという省令が公布となりました。それに伴って改正するものです。

概要としましては、議案書の63ページの第5条の2、第5条の3としまして、地域密着型介護の基本方針及び指定療養型通所介護の基本方針を新たに追加するものです。64ページから65ページにつきましては、この条項を加えたことによる条ずれを修正するものです。基本方針の追加によって、この利用定員が18

人以下の小規模な通所介護事業所について、少人数で生活圏域に密着しているサービスだということから、地域密着型サービスに移行するということになります。

施行期日については、28年の4月1日です。以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19、議案第41号 智頭町下水道条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そうしましたら、議案の66ページをごらんください。説明概要は9ページであります。

議案第41号 智頭町下水道条例の一部改正について。この改正は、下水道法施行令の一部が改正されたことに伴いまして所要の改正を行うものであります。

それでは、議案の67ページをごらんください。第9条は、下水道施設の機能を妨げるおそれのあるなどの下水道使用者が、除害施設、この9条に定めているような物質を取り除く施設であります。除害施設を設けるなどをしなければならないものとして定める基準について所要の改正を行うものであります。

第11条では、人の健康に被害が生じるおそれがあるなどの物質が含まれる下水を排出する工場または事業所が、除害施設を設けるなどしなければならないものとして定める基準について所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は、この条例、公布の日からとしております。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20、議案第42号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任につい

での補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そうしましたら、議案の69ページをごらんください。

議案第42号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について。選任したい者、八頭郡智頭町大字智頭1896番地6、金 允基氏、昭和48年8月11日生まれ。これは、固定資産評価審査委員会委員であります金 允基氏の任期がことしの6月18日で満了となることに伴い、引き続いて同氏を委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、平成28年6月19日から平成31年6月18日までの3年間であります。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21、議案第43号 鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約（智頭町）の締結に関する協議についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、議案書の70ページをごらんください。

議案第43号 鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約（智頭町）の締結に関する協議について。説明資料は10ページでございます。

71ページ、72ページに規約を掲げております。これにつきましては、目的でありますとか基本方針、役割分担等を規定をしておりますが、昨年5月、県と19市町村が鳥取県自治体共同化推進協議会というものを設置いたしまして、今後の情報システムの共同化によりますコストの削減でありますとか業務効率化を推進するため協議を重ねてきたところであります。

具体的には、本町が県下で一番初めに導入いたしました学校の校務支援システム、現在、鳥取市が一部でモデル導入しておりますが、このシステム、それから今後導入予定の行政イントラシステム、また、電子申請システムなどの共同調達

でありますとか、将来的には、図書システム、それから事務系のシステムなど、各市町村が共通したシステムを共同化するというので、あわせて、人材育成でありますとか情報セキュリティ対策などにつきまして連携協約を締結することに関して、地方自治法の規定に基づき議決を求めるものでございます。

施行日は、平成28年4月1日。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22、議案第44号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案書の73ページをごらんください。

議案第44号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について。74ページ、75ページに規約を掲げております。資料のほうは10ページでございます。

これにつきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、第三者機関、これを設置することが義務づけられております。その第三者機関への諮問手続が導入されることとなり、県と希望する県内の市町村が共同で行政不服審査会を設置するために規約を定めることに関して、地方自治法の規定に基づき議決を求めるものでございます。

設置概要につきましては、75ページに別表として共同設置する団体を掲げております。74ページ、第3条に、執務場所として鳥取県庁、組織は、知事が任命する5人以内、任期は3年ということであります。

施行日は、平成28年4月1日。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23、議案第45号 智頭町過疎地域自立促進計画の策定についての補足説明を求めます。

河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 議案書76ページをごらんください。

議案第45号 智頭町過疎地域自立促進計画の策定について。過疎地域自立促進特別措置法第6条の第1項及び智頭町議会基本条例第9条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

あらかじめお手元にお配りしております過疎自立促進計画書をごらんください。

最初に、字句の訂正をさせていただきます。めくっていただきまして、15ページでございます。15ページの中ごろに「（確認）」という文字がございます。これは削除していただきたいと思っております。15ページの中ほどでございます。続きまして、24ページの表の中でございます。林道の「穂見山線」の「山」が抜けておりますので、追加をお願いいたします。もう1カ所、33ページの上から4行目でございます。歯科医院「2施設」が「3施設」となりますので、訂正をお願いします。訂正は以上でございます。

これから補足説明をさせていただきます。過疎地域自立促進計画につきまして、これから説明の中で過疎計画と省略して読みかえさせていただきますので、ご了承をお願いします。

最初に、本文に入る前に、過疎計画全体について若干説明させていただきます。

過疎制度全体につきまして、この過疎地域といえますのは、昭和40年から平成22年までの45年間の人口減少率が33%以上の市町村のことを言います。ちなみに本町の状況でございますが、計画書の4ページに記載されておりますとおり、昭和40年に1万3,383人ありました人口が平成22年には7,718人、5,665人減少しております。減少率は57.67%となっております。鳥取県内では1市11町14地域が過疎地域に指定されております。

次に、国の過疎地域対策としましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が成立されて以来、現在まで約40年間にわたり過疎地域に対して特別措置が講じられてまいりました。本町を含む過疎地域におきまして国の特別措置が講じられてきたにもかかわらず、高齢化の進行や人口減少に歯どめがかからない状況で

あることから、平成27年5月、それまでの過疎地域自立促進特別措置法の失効期限を平成32年までの5年間延長するという一部改正法が施行されました。今回提案いたします過疎計画を策定する目的としましては、過疎対策事業債、過疎債を借り入れして事業執行する場合に、過疎計画に掲載されている事業でなければ過疎債を借り入れすることができないことになっております。過疎債を活用するために事業執行するため、この計画を策定することとなりました。

過疎債とは、過疎地域に指定された市町村のみが借り入れすることのできる起債のことで、毎年度償還する元利分の70%が普通交付税に算入されることから、他の起債に比べて大変有利な借り入れ条件になっております。本町におきましても、この過疎地域自立促進特別措置法が施行された平成12年4月に過年度に引き続き過疎地域としての指定を受けており、過疎計画を策定しながら現在まで過疎債を活用し、生活基盤や公共施設等の整備を進めてまいりました。先ほど申しましたとおり、本町を含む過疎地域では、高齢化の進行や人口の減少などが続いており、都市部との格差が残されている現状でございます。

このような状況から本町といたしましても、過疎法第6条第1項の規定により議会の議決を得て総合的かつ計画的な対策を実施するために、鳥取県が示した過疎地域自立促進方針に基づきながら財政担当と協議を進め、積極的な過疎債の有効活用を検討していきたいと考えております。昨年8月に策定した総合戦略の事業はもとより、平成28年度は第7次総合計画の策定期間に重なるため、それぞれの計画と適合性を持ちながら過疎計画を策定しようとするものでございます。本計画の策定に当たっては、過疎法第6条第4項に、あらかじめ都道府県に協議しなければならないとすることが規定されております。鳥取県の協議については、2月12日に協議が調い、今回、平成28年度を初年度とし、平成32年までの5カ年にわたる智頭町過疎地域自立促進計画の議会の議決を求めるものでございます。

本計画の内容につきましてご説明申し上げます。

計画書の1ページからでございますが、1に、基本的な事項ということで、本町の概要、3ページには人口及び産業の推移と動向、8ページからは行財政の状況をしております。12ページからは地域の自立促進の基本方針を、13ページには計画の期間を記載しております。

14ページからの産業の振興につきましては、農林業や商工業、観光に関する

分野の本町が置かれている現状と問題点を記載しております。19ページには、今後5カ年で5年間実施をする事業計画についての記載をしております。約15事業でございます。

20ページからは、交通体系の整備、情報化及び地域観光の促進に関する分野ですが、同じく本町が置かれている現状と問題点、それから21ページからは、その対策としての道路改良や橋梁かけかえ事業を中心に22件の事業を計画しております。

25ページからは、生活環境の整備ということで、同じく本町が置かれている現状と問題点、26ページからは、その対策としての上下水道、消防施設、公営事業等12件の事業を計画しております。

29ページからは、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の分野でございます。32ページには、総合事業立ち上げ支援を中心に5件の事業の計画をいたしております。

33ページからは、医療に関する分野ですが、医療確保など4件の事業を計画しております。

35ページからは、教育の振興に関する分野となっております。39ページには、事業計画として図書館整備事業を中心に5件の事業を計画しております。40ページには、地域文化の振興ということで、石谷家住宅保存事業など4件の事業を計画しております。

42ページでは、集落の整備です。総合戦略事業の一つでもある集落及び地区で中・長期滞在型の施設整備の事業を計画しております。最後の44ページには、その他自立促進に関して必要な事項を地域住民と行政の協働、民間と行政の連携を見据えた事業として8件の事業を計画しております。

これまでが本計画の概要でございます。ここまでの参考資料としまして、A3で年度別の事業内容や事業費を計算した別表を配付しております。予定しておる事業の詳細につきましては、そちらをまたごらんいただければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24、議案第46号 第3次智頭町行財政改革プランの策定についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案書77ページでございます。

議案第46号 第3次智頭町行財政改革プランの策定について。平成27年度から5カ年のプランを策定いたしましたので、智頭町議会基本条例の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

お配りしております別冊の第3次行財政改革プランというのをごらんいただきたいと思えます。第3次行財政改革プランにつきましては、先ほど申しましたように、27年度、本年度から31年度までの5カ年計画ということでプランを策定いたしました。概要の説明をさせていただきます。

住民サービスの維持、向上、また、より一層の経費の削減と事務事業の見直しを図るとともに、町税を初めとする財源を安定的に確保しながら、効率的、効果的な行財政運営を推進し、過疎計画及び智頭町総合戦略等と連動した第3次智頭町行財政改革プランを策定いたしましたところでございます。この内容の構成につきましては、第2次のプランを基本として策定しております。

また、28年度、新年度に予定しております第7次総合計画策定後に本プランは見直しを行う必要があるかというふうに考えております。

まず、3ページでございます。中期財政見通しであります。推計方法をここに示しております。この中期財政計画ですが、前提条件として、実績でありますとか他の自治体が推計したもの、こういったものを参考に一定の推計方法により歳入歳出の増減要素を勘案して推計を行っており、この計画期間中の過疎計画、さらには、保育園、図書館の整備というものを約14億円、こういったものを見込んだ推計としております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思えます。これらをもとに推計した中期財政見通しの結果であります。

平成27年度の数値につきましては実績見込みを、それから28年度は当初予算をベースに、そして28年度以降の推計、シミュレーションですが、あくまでも平成26年度の決算をベース、また、伸び率などの推計を行ったものでござい

ます。

歳入の町税につきましては、平成26年度の収入実績及び27年度の決算を勘案いたしまして推計しており、減収見込みで推移するというふうに推計しております。地方交付税につきましては、決算ベースでは大体約30億円程度ということでございますが、国の地方財政計画により年々減少するということを見込んでおまして、普通交付税にあつては対前年比7%、特別交付税にあつては5%減で見込んでおります。なお、この28年の数値ですが、当初予算は前年同額ということを見込んでおりますが、先ほどの地財計画等を勘案すると、減というようなことで一応見込んでおります。

また、今後の地方交付税につきましては、地方創生交付金への振りかえなど減額が見込まれておるところですが、総合戦略の強力な推進によります交付金の算定などに取り組む必要があるかというふうに考えております。国県支出金につきましては、過疎計画を基本に推計いたしました。繰入金につきましては、歳入歳出の均衡を図るため、各基金を収支不足ということで財政調整基金等を繰り入れる見込みでございます。地方債につきましては、これも過疎計画に基づき起債の借り入れというものを見込んでおります。地方債のうち臨時財政対策債につきましては、先ほど申しましたように、前年度対比5%で推計したものでございます。

それでは、歳出の人件費につきましては、31年度までの退職採用による推計でございます。公債費につきましては、借り入れ実績により推計を、また、過疎計画に基づき推計をいたしております。なお、保育園、図書館の整備に係ります経費につきましては、内数ということで計上いたしております。平成31年に起債償還のピークを迎えるということが予想されますので、今後、公債費率等を勘案しながら事業をより選択すること、また、国、県、その他補助事業の活用などによりまして地方債の発行抑制を図りつつ、一層の行財政改革を進める必要があるかというふうに考えております。投資的経費につきましては、これも過疎計画により推計をいたしたところでございます。

結果でございます。表の下の段、一番下には、年度の末の基金残高をお示ししておりますが、これは一般会計全ての基金残高の総額でございますが、平成31年末には4億7,700万円ということでの推計でございます。

以上が中期財政見通し結果であります。いつもこの中期財政見通しの件につ

きまして申し上げておりますが、あくまでも推計でありますので、推計どおりの結果とならないよう、さらなる行財政改革に努めてまいりたいというふうに考えております。なお、平成28年度には第7次総合計画を策定することとしておりますので、策定後にもう一度中期財政見直しを見直しを行いまして、その時点での、また決算状況とあわせて中期財政見直しの見直しを行うこととしております。

次に、8ページ以降に、具体的な取り組みを掲げております。8ページをごらんいただきますと、計画年度中に実施でありますとか検討というような表記で掲げております。実施というものは、29年度以降の実施につきましては、あくまでも目標設定ということでご理解をいただきたいと思っております。

この具体的な取り組み44項目ございますが、新しい項目としましては、8ページの事務事業評価シートによる評価から13ページのパブリックコメントの推進まで、17項目が今回新たに取り組みの内容として盛り込んだものでございます。詳細につきましては、本日の説明は省略させていただきます。

14ページ以降につきましては、これも、これまでに取り組んできました行革の検証を行っているところでございます。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25、議案第47号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の変更についての補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案書の78ページをごらんください。説明資料は12ページとなります。議案第47号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の変更についてであります。

議案書の60ページの議案第39号でも説明させていただいたように、介護保険条例の一部改正をさせていただき、コーディネーターの配置並びに認知症初期チームの設置年度の繰り上げという2つの項目を改正することにより、79ページの11ページにある項目のところに「28年度に行い」という条文を入れるこ

とと、79ページの13の(2)にありますように、「平成28年度」、これを加えます。

また、介護給付費の計算上の在宅分に介護予防に要する費用、これを加えていただいたために、地域支援事業として正しい数字に振りかえることをしております。これにつきましては、当初の金額の介護給付費の在宅分に金額として含まれているもので、これを精査したために、金額の変更とはなっておりますが、総額について変更するものではありません。以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第25号から議案第33号までの9議案及び議案第36号から議案第47号までの12議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第33号までの9議案及び議案第36号から議案第47号までの12議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託して審査することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

2時15分に再開したいと思います。よろしく申し上げます。

休 憩 午後 2時05分

再 開 午後 2時15分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第26、議案第4号 平成28年度智頭町一般会計予算から、日程第37、議案第15号 平成28年度智頭町病院事業会計予算の12議案の補足

説明及び質疑を行います。

一般会計予算の質疑については、歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から予備費と債務負担行為から地方債の5区分、その他の特別会計予算、事業会計予算については歳入と歳出に分けて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認め、一般会計予算の質疑については、歳入の歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から予備費と債務負担行為から地方債の5区分、その他の特別会計予算、事業会計予算については歳入と歳出に分けて行います。

日程第26、議案第4号 平成28年度智頭町一般会計予算の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) 議案第4号 平成28年度智頭町一般会計予算。

それでは、平成28年度当初予算の概要ということで、歳入から概略を説明させていただきたいと思います。なお、お手元に配付いたしております、この28年度当初予算概要というのをお手元のほうでこれをごらんいただきたいというふうに思います。予算書では膨大にわたりますので、この当初予算の概要というもので歳入から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、平成28年度当初予算総額66億1,800万円でございます。前年度と比較しまして2億9,800万円、4.3%の減ということでございます。

平成27年度に新しい保育園の用地造成工事等に着手しました。また、体育施設等の大規模改修が終了いたしました。新年度は、いよいよ保育園の園舎の整備、また、地方創生総合戦略の推進、移住定住促進、林業の施策の拡充など、こういったものへの反映によりましてこのような予算規模となりました。

まず、歳入でございます。

町税につきましては、昨年度に比べて89万8,000円の減額を見込んでおります。7億663万円余りでございます。増減の主なものにつきましては、この1ページの下欄ですね、3分の2から下の部分です。ここに増減一覧で掲げておりますので、あわせてごらんください。町税のうち、固定資産税につかまし

ては、償却資産の減収によりまして450万円余りの減を、また、軽自動車税につきましては、税制改正によりまして316万円余りの増収を見込んでおります。ここには記入しておりませんが、町民税の状況につきましては、個人分を169万円余り減収を、法人につきましては収益増に伴いまして約300万程度増収を見込んでおりまして、町民税は合わせて137万円余りの増収を、それからたばこ税は約56万円、町税を合わせまして89万8,000円の減額ということでございます。

次に、地方交付税では、交付税が実質減額されることが打ち出されておりますが、平成27年度実績は約29億円程度見込んでおりますことから、普通交付税、特別交付税とも昨年と同額の24億8,000万円ということにしております。

また、特段記載はしておりませんが、分担金及び負担金につきましては413万円余りの減額となっておりますが、これは提案理由にもありましたが、平成28年度から保育料を第2子以降を無料とすることとしており、これの影響額、約500万程度が含まれております。

使用料及び手数料の50万8,000円の増収となっております中には、住宅使用料198万円余りが増額となっております。

国庫支出金につきましては、8,532万円余りの増額となっております。主な要因は、一番下の部分に、ちょっと字が小さくて見にくいわけですが、地方創生の新型交付金が2,580万円余りの増額、また、新たに臨時福祉給付金に年金生活者等支援臨時給付金が創設されましたので、これに対応するのが4,661万円余りの増額でございます。それから新たに、住民主体のまちづくり事業への民間都市開発推進機構、いわゆるMINTO機構と呼んでおりますが、これの補助金2,000万円の増額を、また、美しい森林づくり事業につきましては、間伐面積及び作業道整備が大幅に増加したことによりまして2,752万円余りの増額となっております。減額となっております事業は、社会資本整備総合交付金2,272万円、町道改良などの地域再生基盤交付金500万円となっております。

それから、県支出金につきましては、これも下の段に、右側のほうですが、まとめておりますが、増額につきましては、美しい森林づくり基盤整備事業などの拡充、また、参議院議員選挙費などが増額要因となっております。

減額につきましては、事業費枠の減によります地籍調査事業の減額のほか、森

林経営計画面積の、これも減によります森林整備地域活動支援交付金事業補助金の減額を、空き家再生にあつては地方創生加速化交付金を活用しました。また、鳥取県野外保育促進につきましては、事業主体への直接補助ということがありまして減額要因となっております。合計2,647万円余りの減額となっております。

繰入金につきましては、教育施設整備基金では保育園整備に2億5,000万円、それから財政調整基金繰入金は昨年度に比べまして1億2,000万円の減額で4億8,000万円、また、民間都市開発推進機構補助金を原資として新たに基金造成を行いますまちづくり振興基金では、住民主体へのまちづくりへの助成に対応するため1,000万円、合計1億2,414万円余り繰り入れするようにしております。

それから繰越金につきましては、昨年度6,700万円でありましたものを新年度は6,450万ということで、250万円の減額としております。

最後に、町債につきましては、臨時財政対策債を昨年から1,000万円減に1億7,100万円、それから臨財債を除く町債につきましては、保育園の整備に4億6,360万円、体育施設の修繕につきましては1,330万円、防火水槽及びポンプ車整備に伴います緊急防災・減災事業債充当を3,560万円、その他過疎債ハード・ソフト事業への充当をあわせ調整いたしました結果、4億6,920万円減額としております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。歳出の状況、性質別の概要を説明いたします。

まず、人件費でございます。3,933万円減額となっております。中ほどから、これも下欄に増減一覧で掲げておりますので、あわせてごらんください。共済組合の負担金につきましては、新たに法改正によりまして標準報酬制導入に伴います負担金率の改正による減額、それから退職に伴います退職手当組合特別負担金がありますが、それぞれ減額となっております。物件費につきましては、総合戦略のプロジェクトであります育みの郷構想の委託料のほか、総合計画の策定それから林業塾の開催、外部専門家の招聘委託料など、全体で5,849万円の増額となっております。扶助費につきましては、生活保護扶助費の増額、また、医療扶助費の減額などで32万9,000円の減額ということでございます。

続きまして、補助費等でございます。増額となっております主なものは、地方

創生総合戦略の推進として、住宅改修助成補助金、いわゆるリフォーム助成のほか、自然農法の推進、薪ストーブ等導入支援事業、それから林業新規就労支援、智頭町産材住宅建設支援事業補助金などがあります。また、住民主体のまちづくり支援事業補助金制度が新たに創設された臨時福祉給付金等の増額であります。

減額となっております主なものは、森林経営計画面積の減によるほか、事業主体への県費直接補助となりました森のようちえん支援事業など、全体では3,831万円余りの減額となっております。

普通建設事業であります。全て減額となっておりますが、主なものとしたしましては、保育園の建設事業6,613万円余りの減額のほか、体育施設の大規模改修に伴いますもの、また事業費枠の減額等々の地籍調査事業の2,560万円、全体では2億7,286万2,000円の減額となっております。

最後に、繰出金につきましては、介護保険サービス事業特別会計への繰出金が起債償還終了に伴います2,050万円余りの減額により、全体では1,853万円余りの減額となっております。

3ページ目は、目的別歳出の状況であります。総務費につきましては、新たに実施します住民主体のまちづくり事業として、まちづくり支援事業5,000万円、それから地域支援推進事業につきましては、地域活性化基金、地域アドバイザー委託料など3,143万円余りの減額となっており、合計1,845万円余りの増額となっております。

民生費では、主に増額は新たに創設されました臨時福祉給付金、それから減額の部分では保育園の建設ということでございます。

衛生費では、保健センターの修繕工事が終了に伴いまして1,862万円余りの減額のほかは、病院の繰出金で約7,000万余りの減額とのことでございます。

農林水産業費では、美しい森林づくり基盤整備事業の増額のほか、公共林道事業の増額となっております。減額の主なものは、地籍調査事業でございます。

土木費につきましては、社会資本整備総合交付金事業の減に伴うもの、それから町営住宅の建設事業の減額などとなっております。

消防費につきましては、27年度に消防団拠点施設整備事業を行いましたので、その減など全体で3,600万円余り、教育費につきましては全てで減額となっておりますが、体育施設の大規模修繕等々でございます。

次に、4ページ、最後のページでございます。基金、公債費、起債残高の状況でございます。

基金につきましては、平成27年度3月補正の積み立て、取り崩しによります基金残高23億1,200万円でございます。積立額は、地域活性化基金に3,000万円、定住促進基金に2,000万円、それから基金取り崩し予定といたしましては、財政調整基金の1億円、それから教育施設整備基金1,219万円、定住促進地域活性化基金で大体3,700万円余りということでございます。

なお、特別交付税の3月分がやがて入ってまいります、現在の決算状況等々を勘案しまして、1億円の財政調整基金の繰り入れの調整を検討いたしたいと思っております。また、新たな基金の積み立て、いずれかの検討をしております。最終的には、平成26年度末程度の決算額になるのではないかとということで今現在試算をいたしております。

公債費の状況につきましては、新たに借り入れます10億5,560万円、それから償還金額4億3,818万2,000円、差し引きいたしまして6億1,741万8,000円増の74億5,100万円が起債残高となっております。

簡単であります、以上で歳入歳出の概略を終わります。

主要事業につきましては、総合計画に基づきます4本の基本理念ごとに各種の事業を取りまとめております。後ほど開催されます予算特別委員会のほうで詳細は説明させていただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費から民生費までの質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から土木費までの質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、消防費から予備費までの質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債についての質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

最後に、全体を通して質疑はありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 以前からこのスクラップ・アンド・ビルドの状況を見えるようにしてほしいということで、主要事業等については新規事業ははっきりとわかるんですが、どういうものをスクラップにしたのかというのがわかりにくいので、特別委員会等のときでもそれがわかるようにしてほしいということをちょっと要望しておきたいと思います。以上です。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 今、スクラップ・アンド・ビルド、事業の再構築でありますとか廃止等々のお話がありました。

廃止事業につきましては3つの事業でございます。これは単独事業が2事業ございまして、町営住宅の建設と、また細かくは予算の中で説明させていただきますが、旧小学校あたりの管理を一本化しましたので、そういったあたりは事業の廃止をいたしまして新たに構築いたしました。廃止の部分では、補助事業として子育て世帯の臨時給付金ということで、現在3事業が廃止ということでございます。

新たに7事業を構築いたしました。先ほど申しました旧小学校の、それから町民体育館、それから保育園の関係、これを一本化いたしまして、公共施設管理ということで総務のほうに普通財産ということで管理いたしますので、再構築をいたしましたものが1事業、それから基金条例で説明させていただきましたまちづくりの支援事業、これが新たに基金ということで上がりましたので、これが2つ目、それから提案理由にもありました健康のポイント制度、住民の健診の啓発、

それから促進を行います健康ポイント、これが単独の3事業でございます。あと新たな補助事業の4事業につきましては、提案理由にもありましたが、生活困窮者対策の就労準備でありますとか家計相談、それから子どもの学習支援、こういった3事業に加えて、緑の産業活力再生プロジェクトというのが新たに構築されましたので、これに取り組むことといたしまして、新規事業は7ということでございます。以上です。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 今、ビルドのほうは資料ではっきりわかるんですが、スクラップになったという部分がなかなか見えにくい。今、口頭でここだということを説明していただいたんですが、もっとそれが資料的に活字になって、やっぱり特別委員会等に出していただくようお願いしたいと思います。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 資料としては持ち合わせておりませんので、昨年の予算説明資料、本年度の新しい年度の予算説明資料と比較いただきまして中身を精査をしていただければと思います。資料としては提出することを考えておりません。つくっておりません。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27、議案第5号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の138ページからとなります。

議案第5号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出予算の総額が、それぞれ10億9,252万4,000円とするものです。3月1日現在の国保の加入世帯が1,127世帯、被保険者1,951人分の方の国保事業に係る経費であります。昨年度と比較し、世帯、人数とも減少している傾向です。

歳出につきましては151ページからとなります。総務費につきましては、主に職員の人件費となっております。保険給付費につきましては6億3,175万1,000円、後期高齢者支援金等が1億1,036万7,000円、介護納付金

4,992万7,000円、保健事業費1,374万5,000円など、平成27年度の決算見込み額を勘案しての計上となっております。

歳入につきましては145ページからとなります。それぞれの給付に伴って、国、県等のルール分を計算しております。また、前期高齢者交付金につきましては、平成25年度分の精算及び国が示す算定シミュレーションをもとに計上しているところです。また、今の見込みとしまして、財政調整基金、国保税を調整して予算計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28、議案第6号 平成28年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。

それでは、議案第6号 平成28年度智頭町簡易水道事業特別会計の補足説明をさせていただきます。歳入歳出総額は839万円となっております。

歳出から説明させていただきます。171ページのほうをごらんください。

一般管理費が25万8,000円、配水費が784万円、合計809万8,000円で昨年度より66万1,000円減額しておりますけども、これは水質検査手数料の項目の変動に伴うものであります。それと水道普及費につきましては、ほぼ例年どおり29万2,000円となっております。

続きまして、1ページ戻りまして170ページ、歳入でございます。給水使用料が503万3,000円、一般会計繰入金が308万7,000円、ともに39

万9,000円と26万1,000円の減になっておりますけども、先ほど説明いたしました水質検査料が大幅に下がっておりますので、あわせて金額が下がったものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29、議案第7号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） それでは、補足説明をさせていただきます。予算書の172ページをごらんいただきたいと思います。

議案第7号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、歳入歳出予算の総額をそれぞれ572万3,000円としております。

それでは、まず、歳入について説明させていただきたいと思いますので、177ページをごらんいただきたいと思います。まず、県支出金としまして償還推進に係る県の補助金を22万7,000円、それから諸収入としまして住宅改修資金貸付金、新築資金貸付金、宅地取得資金貸付金のそれぞれの償還金の収入を計上額のとおり見込んでおるところであります。27年度の決算見込みによりまして若干減額をしております。

次に、歳出についてであります。178ページをごらんいただきたいと思います。住宅改修資金貸付事業、住宅新築資金貸付事業、宅地取得資金貸付事業では一般会計への繰出金を、新築資金貸付事業、宅地取得資金貸付事業では起債の償還が残っておりますので、それに要する経費をそれぞれ計上しております。

また、住宅新築資金償還推進助成事業では、資金貸付金の償還推進に係ります職員の人件費と事務経費を計上させていただいております。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第30、議案第8号 平成28年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 184ページでございます。

議案第8号 平成28年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算、189ページ、190ページをごらんいただきたいと思います。歳入歳出それぞれ1万4,000円を計上いたしております。これは、この特別会計から土地開発基金利子としてそのまま積み立てるものでございます。以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第31、議案第9号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の

補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） それでは、191ページをごらんください。

議案第9号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計予算、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,976万4,000円としております。

まず、歳入について説明させていただきますので、197ページをごらんください。公共下水道事業分担金を63万円、施設使用料を7,344万4,000円、一般会計からの繰入金につきましては1億5,889万円を、前年度繰越金は300万円、地方債であります資本費平準化債を6,380万円、それぞれ見込んでおります。

次に、ページはぐっていただきまして198ページでございます。歳出でございますが、198ページから199ページにかけての一般管理でございますけれども、これは公共下水道に係ります職員の人件費、事務経費、各種業務委託料、その他の公共下水道施設の維持管理費に要する経費であり、合計9,622万4,000円を措置しているところであります。199ページの下段のほうの公債費では、下水道事業に係る長期債の償還利子及び元金などとして合計2億354万円を措置しております。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第32、議案第10号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そうしましたら、206ページをごらんください。

議案第10号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,532万円としております。

まず、歳入についてですが、212ページをごらんください。農業集落排水事業分担金を1万円、施設の使用料を4,798万2,000円、排水設備指定工事店の登録手数料を1万円、また前年度の繰越金を200万円、それぞれ見込んでおりますとともに、一般会計からの繰入金につきましては2億4,511万8,000円を措置しております。そうしましたら、213ページの雑入は、西谷地内ほかで予定されております県道工事に伴いまして、下水道管移転補償費として100万円を計上しております。また、地方債であります資本費平準化債につきましては6,920万円を見込んでおります。

次に、歳出ですが、214ページをごらんください。214ページから215ページにかけては一般管理費ですが、これは農業集落排水事業に係る職員人件費と事務経費、また各種業務委託料など町内5カ所の浄化センターや管路、マンホールポンプなどの施設や設備の維持管理に要する経費でありまして、合計8,599万9,000円を計上しております。このうちには、歳入でも説明しました県道工事に伴います下水道管の移転工事費としまして200万円を措置しております。215ページの公債費では、農業集落排水事業に伴う長期債の償還利子及び元金などとして合計2億7,932万1,000円を措置しております。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第33、議案第11号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の223ページとなります。

議案第11号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれの総額を10億4,174万3,000円と定めるものです。

この会計は、65歳以上の1号被保険者及び40歳以上65歳未満の承認を受けた2号被保険者、これを合わせた2月末現在2,833名の方の介護保険事業に係る費用を賄うものであります。

歳出につきましては233ページからとなります。平成27年度の給付状況及び介護認定者数の減少から、保険給付費につきましては昨年度と比べて減少させております。合計9億5,896万1,000円。

地域支援事業につきましては、生活支援体制整備事業への着手、予防事業の強化、これにより4,376万円、総務費につきましては2,075万円、介護予防サービス費につきましては1,708万9,000円に係る経費を計上しております。

歳入につきましては229ページからになります。国、県、基金、町のルール分として計算させていただいておりますし、保険料、介護予防サービス収入及び繰越金をもって措置しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第34、議案第12号 平成28年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書248ページとなります。

議案第12号 平成28年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれを5,740万5,000円と定めるものです。

この会計は、智頭町の心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理に要する経費を賄っているものです。歳入歳出につきましては、253ページ、254ページをごらんください。

歳出につきましては、社会福祉協議会に運営資金として貸し付けている貸付金の返還金を積み立てる経費として1,002万6,000円、心和苑、デイサービスの起債償還に伴う経費4,567万7,000円、施設の修繕、保険料等に170万2,000円を計上しております。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金、貸付金元利収入、社会福祉協議会からの寄附金をもって措置しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第35、議案第13号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の256ページとなります。

議案第13号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれに8,829万3,000円とするものです。

この会計は、75歳以上の方や一定の障がいなどによって認定を受けた方、智頭町では1,707名となりますが、その方々の医療費に係る経費を保険料や負

担金として広域連合に納める会計の費用であります。

収入のほうにつきましては261ページとなります。町からの繰入金、後期高齢者の保険料となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第36、議案第14号 平成28年度智頭町水道事業会計予算の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。

それでは、議案第14号 平成28年度智頭町水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。給水戸数1,017戸、年間給水使用量27万9,598立米、それと、主な建設改良事業としまして第1水源地浄水設備改良工事を4,524万4,000円計上しております。収益的収入及び支出にしましては、収益が8,017万7,000円、水道事業費用にしましては7,128万3,000円となっております。

先ほど言いました建設改良の1ページめくっていただきまして、資本的支出にしましては、先ほどの建設改良費を含みます金額、それと企業債の償還金、合わせて6,580万9,000円、これにつきましては収益のほうがございますので、建設改良積立金の処分額3,000万円と損益勘定留保資金3,508万9,000円をもって財源と充てております。

それでは、収入支出の細かいところを説明させていただきます。21ページを

ごらんください。

まず、収益ですが、営業収益としまして給水収益が6,302万5,000円、これは前年度と比べまして500万ほど落ちております。これは決算額の算出範囲を広げたことにより、よりシビアに数値を算出したためであります。営業外収益のほうとしましては長期前受け金のほうがふえておりますので、全収入にしますと403万4,000円の減額となっております。

続きまして、22ページ以降、費用になりますが、原水及び送水費、配水及び給水費、特に大きな変動はございませんが、総係費のほうは人事異動に伴います職員の異動で、昨年度の予算と比べましたら900万円ほど下がっております。

1ページはぐっていただきまして24ページですが、増要因としまして、減価償却費が3,700万円から今年度3,900万円で156万6,000円ふえております。また、営業外費用につきましては長期前払い消費税償却という項目が本年度から加わりまして、これが68万円ほどふえております。また、先ほど説明をさせていただきましたが、26ページのほうに資本的支出ということで、建設改良費、企業債償還金の内訳を載せていただいております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第37、議案第15号 平成28年度智頭町病院事業会計予算の補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 議案第15号 平成28年度智頭町病院事業会計予算につきまして概要を説明します。

まず、平成28年度においては、診療報酬の改定マイナス0.84%ということで、病院経営は引き続き厳しい経営になると考えています。智頭病院は地域包括ケアシステムの構築に努め、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる町を目指します。入院から在宅までの医療・介護サービスを行いながら365日24時間救急医療体制を確保し、地域の方々に安心して暮らせるよう、安全な医療・介護サービスを提供してまいります。

当年度予算につきましては、1日当たりの患者数を、一般病棟46.5人、病床利用率89.4%、療養病棟45.0人、利用率95.7%、介護老人保健施設44人、利用率97.8%、外来患者1日当たり205人を見込んだところです。最終的な収益は、当期純利益3,091万2,000円の赤字となる見込みです。しかし、実質収支では1億6,564万円の黒字を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第26、議案第4号 平成28年度智頭町一般会計予算から日程第37、議案第15号 平成28年度智頭町病院事業会計予算までの12議案について、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、日程第26、議案第4号から日程第37、議案第15号までの12議

案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩をします。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時02分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたので報告をします。

委員長に大河原昭洋議員、副委員長に徳永英太郎議員、以上のとおりであります。

暫時休憩をします。

再開は3時15分、15時15分に再開をいたします。よろしく申し上げます。

休 憩 午後 3時03分

再 開 午後 3時15分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を始めます。

これから、日程第38、議案第16号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第6号）から日程第46、議案第24号 平成27年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）及び日程第47、議案第34号 職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第48、議案第35号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についての11議案の補足説明及び質疑を行います。

なお、この11議案については、本日、可否決定を行います。

日程第38、議案第16号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第6号）の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、補正予算書1ページでございます。

議案第16号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第6号）であります。

前もって配付いたしております3月補正予算概要という概要書がお手元にあるかと思えます。これをもとに説明をさせていただきたいと思えます。概要書の左端のページは補正予算書のページですので、あわせて補正予算書もごらんくだ

さい。

まず、本日の提案理由でもありましたが、平成27年人事院勧告を踏まえ、職員の給料表の改正及び勤勉手当月額の数引き上げによります給料、職員手当、共済費の各費目に調整をいたしましたほか、同じく人事院勧告によります特別職及び議員の期末手当月数の引き上げについてそれぞれ措置いたしております。また、全般的には事務事業の実績に伴います補正でございます。

それでは、概要書は1ページでございます。補正予算書は19ページ、議会費からでございます。議会費につきましては、決算見込みに基づく調整であります。

総務費の一般管理費であります。決算見込みに基づきます調整のほか、共済費の追加費用にありましては、率の改正によりまして減額となっております。また、電算事務委託料はマイナンバーシステム改修費の減でございます。

補正予算書は20ページでございます。財産管理費でございますが、実績見込みに基づきます調整、それから21ページにわたりますが、まちづくり推進費、水力発電周辺地域整備事業につきましては、これも実績見込みに伴います減額を、行政情報システム推進費につきましては、提案理由にもありましたが、国の平成27年度補正予算の成立を受けまして、自治体の情報セキュリティ強化対策補助金、こういったものを活用しまして、住民情報が流出いたします、これを防止するために、マイナンバーを扱う利用の事務系、それから職員が内部の情報系としてスケジュール管理でありますとか財務会計、それからインターネット接続系、この3つを分離いたしまして、セキュリティ対策を強化する経費として委託料を計上いたしております。

補正予算書は21ページ、まちづくり推進費の移住定住促進につきましては、空き家再生工事事業の工事請負費の減額を行っております。太陽光発電システムにつきましては、実績に伴います減額を措置いたしております。

補正予算書は21から22ページにわたります。地域活性化推進費、日本1/0村おこし運動につきましては、集落支援員の退職に伴います減額をいたしております。

社会保険事業につきましては実績見込みに伴います減額、智頭農林高校連携推進事業につきましては、コーディネーターの中途採用によります経費の減額、地域支援事業につきましては、みんなで支え合う地域づくり総合対策事業補助金の若者定住によります集落活性化補助金、これの実績に基づきます減額をそれぞれ

措置いたしておるところです。

それから、交通対策費、コミュニティーバス運行事業につきましては、これも実績見込み、諸税等還付金につきましては、生活保護費等、国庫補助金等の額の確定によります償還金を措置いたしております。

概要書は2ページをごらんください。補正予算書は23ページです。戸籍住民基本台帳費では、個人番号カード関連の負担金の増額。

それから補正予算書25ページ、社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては決算見込みに基づきます増額、障がい者福祉費では、これも決算見込みに基づきます給付費の減額をいたしております。地域生活支援事業では移動支援費の減額、特別障がい者手当支給事業につきましても実績見込みに伴います減額でございます。

補正予算書26ページ、老人福祉費の後期高齢者医療連合負担金の増額、それから介護保険特別会計、介護保険サービス事業会計及び後期高齢者医療特別会計、それぞれ繰出金では決算見込みに基づきます減額の措置を行っております。

補正予算書28ページでございます。概要書は3ページ、保育園建設事業では、本年度、用地購入、用地の造成工事を発注したところですが、園舎の整備は新年度からということで委託料、工事費、原材料費の減額のほか、1月に町内の方からいただきました寄附金、これを保育園の図書購入費として計上いたしました。

また、ほのぼの保育所負担金の増額及び児童扶養手当並びに児童手当給付費の実績に伴います減額をそれぞれ措置いたしました。

次に、補正予算書30ページ、概要書は4ページでございます。健康増進事業費の健康診査事業につきましては、健診委託料の実績に伴います減額。それから補正予算書31ページ、し尿処理費につきましては東部広域の可燃物処理費負担金の実績に伴います増額。

次に補正予算書32ページです。概要書は同じく4ページ、農林水産業費の農業振興費につきましては、鳥獣等被害防止事業としまして、鹿等の捕獲委託料の増額、それから東部地域の射撃場整備負担金のこれも増額を措置いたしております。

それから、補正予算書は33ページにわたりますが、地域農業振興プラン支援事業につきましては、青年就農給付金の実績に伴います減額、それから事業中止によります中山間地域コミュニティービジネス支援事業補助金の減額、中山間地

域等直接支払い交付金事業では実績に伴う減額、それぞれ措置いたしております。

概要書は5ページです。補正予算書は34から35ページにわたります。林業振興費、森林整備地域活動支援交付金事業につきましては森林経営計画等の面積減によります減額、それから森林づくり作業道整備補助金につきましても県の事業費確定による減額、智頭材出荷促進につきましては出荷数量の増に伴います増額、森林セラピー事業ではセラピーロードの整備及び拠点施設整備費の実績に伴います減額、緑の産業再生プロジェクト事業につきましては、林業機械を予定しておりましたが、この事業中止によりまして減額、それぞれ措置しております。

補正予算書は35から36にわたります。林道費、公共林道事業につきましては、事業費によります減額。それから、県営林道事業につきましても事業費の確定によります負担金の減額、それぞれ措置しております。

概要書は6ページです。補正予算書は同じく36ページ、商工振興費では、貸付金の実績見込みに基づきます減額でございます。

補正予算書37から38ページにわたります。土木費の道路維持費につきましては、除雪委託料を社会資本整備総合交付金事業からの組み替えを行いました。道路新設改良事業では県営土木負担金の減額、それから社会資本整備総合交付金事業につきましては事業費の確定に伴います減額、下水道事業費では公共下水道事業特別会計への繰出金の増額、これらを措置しております。

同じく37ページです。住宅建設費につきましては久志谷町営住宅整備についての減額措置をいたしております。

補正予算書39ページです。常備消防費につきましては、東部広域の負担金の確定によります増額、非常備消防費では退職報償金の実績に伴う減額、消防施設費につきましては消防団拠点施設整備工事の減及び消防ポンプ車購入の実績に伴う減、防災費につきましては防災ハザードマップ委託料の減額、それぞれ措置いたしました。

補正予算書40ページでございます。智頭小学校教育振興費につきましては、要保護・準要保護児童援助費の実績見込みに基づきます減額。それから補正予算書41ページ、概要書は7ページです。中学校の教育振興費でも要保護、準要保護の実績に伴います減額、社会教育施設費につきましては集会所職員の人件費の減額、それぞれ措置いたしております。

以上、合計8億5,526万6,000円の減額補正となっております。

歳入につきましては、補正予算書 8 ページをごらんいただきたいと思います。

地方譲与税の減額から、以下、町債の減額まで、トータルで 8 億 5,526 万 6,000 円の減額ということでございます。

主なものは、地方交付税の現段階での実績でございます。それから、国庫支出金のうち森林・林業再生基盤づくり交付金、これは保育園整備の関係の補助金でございますが、これの減額、繰入金につきましては財政調整基金繰入金の減額、町債につきましては過疎債を保育園整備事業充当分としておりましたが、翌年度の整備ということで減額となっております。

以上が補正予算の概要でございます。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から商工費、土木費から教育費、繰越明許費から地方債の補正の 5 区分に分けて行います。

質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費から民生費までの質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から商工費までの質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、土木費から教育費までの質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

7 番、岸本眞一郎議員。

○7 番（岸本眞一郎） 土木費の中のこの町営住宅建設事業ですね、当初に約 2,

400万ぐらい組まれてて、これは久志谷地区の古い町営住宅を、現在1戸しか入ってない方に新築をするという案件でしたが、これが進捗してない状況というのはどういう事情があつてなんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） この事業につきましては、当初予算で3棟6戸ありました住宅、こちらの現地での建てかえということで、3棟を取り壊して、新たに予定では3棟3戸の住宅を建てるということで予算のほうをお願いしておりました。

その中で、入居者の皆さんに一旦の立ち退きということが必要になりますので、立ち退きということで新年度になりましてから交渉を進めておったわけですが、住みなれたところを離れたくないとかというようなことのいろいろなるの事情によりまして、なかなか立ち退きに応じていただけないということが生じまして、本議会ぎりぎりまでいろんな折衝を続けてはきたわけではありますが、立ち退きに応じていただけないという状況の中でこのような予算措置、委託料、それから工事請負について全額取り下げさせていただくという状況になったところでございます。以上です。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 今の話を聞いてると、予算はつけたけど当事者が、立ち退くのか、建てかえを希望してないというようなニュアンスに今捉えられたんですが、本来予算をつけるときには当然そこに住んでる人の要望で、これ古くなってもう危険だし建てかえてほしいというような状況の中で予算化されるというのが常識的な話ではないかなと思ってるんです。となると、でも予算化したときに本当にその当事者の意向というのがどうだったのか、担当課としてはそこら辺の確認というのはできてなかったんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 当事者の方についての直接の確認はしておりませんでした。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） では、その当事者のそういう意向を確認しないまま予算化したということになってくると、それを認めた議会としても本当だったら議決責任ということが出てくるんで、本来だったらそこら辺、当然事業化するとき

はそういうある程度の同意があって進めて、これを予算化したら執行ができるという体制になってからやっぱり予算化していかなと、当事者の意向に関係なしに、確かに古い住宅を新しく建てかえるということについては本当にいいことで、私も本当にこれはいい、1戸のためでもやるということについてはいいことだなと思ってたんだけど、今内容を聞いてみると、どうもそこの当事者の意向と食い違いがあったまま事業を進めてきたというような形だったので、これはちょっと大きな反省材料があるのではないかなという気がするんですが、そこら辺についてはどのようにお感じでしょうか。

○議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 当事者の方に予算化の前に確認を怠ったということについては、反省をしております。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回、今の時点で同意が得られなかったということで、これは今年度減額して、これからについてはもうこのまま減額ということで、当事者の意向を確認したというような判断になるのでしょうか、そこら辺はどうですか。

○議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） あくまで補正予算ということでございますので、本年度については、一度白紙に戻させていただいたということで答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（酒本敏興） そのほかありませんか。

4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） 41ページの教育費、社会教育総務費なんですが、当初予算では枕田遺跡の出土品を展示するための予算がついていたかと思うんですが、現地に行ってみますと、まだそういう整備が行われていない状況にありました。しかしながら減額もされてないので、これはどうなってるのかお聞きしたいです。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 確かにおっしゃいますように、現状においては陳列に要する物品の納入がおくれているのが事実で、目に見える形に至っておりません。

現在、早急に備品等の購入、そしてその中に陳列する遺跡など整備するように努めてるところですので、間もなく形として展示等、目に入ることになろうかと思

いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（酒本敏興） そのほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、繰越明許費から地方債の補正までの質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

1番、高橋達也議員。

○1番（高橋達也） 全般というわけでないんですけど、ちょっと進行が早かったの、手挙げよう思うたらよう挙げなんだ。どこだったですかいな。

○議長（酒本敏興） ページ数をお願いします。

○1番（高橋達也） 最近、目が悪うなりましたな。

32ページの農業振興費の中の負担金補助及び交付金で、ちょうど中ほどにあります機構集積協力金の補助金が90万円減額なんです。たしか12月補正ぐらいで100万ほどふやしとったんじゃないかなと思うんですが、いきなり90万ほど減ってるんで、何か原因があったと思うんですが、ちょっと説明してください。

○議長（酒本敏興） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 中間管理事業を行う中で、実際に中心的担い手に土地を集積した場合に見込んでおりました経営転換の協力金というものがございまして。こちらのほうを3戸、1件当たりが30万なんですけども、これで約100万ほど見込んでおりましたが、実際に集積にまで至りませんでしたので、今回これを減額させていただきました。

○議長（酒本敏興） そのほか質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第39、議案第17号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補

正予算（第4号）の補足説明をお願いします。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） ページ数では47ページとなります。議案第17号平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）です。

歳入歳出それぞれに1,739万1,000円を減額し、総合計を10億9,459万9,000円とするものです。

歳出につきましては55ページからとなります。総務費については人件費の調整でありますし、その他については実績見込みに伴い減額となっております。

歳入につきましては55ページからとなります。給付費等の減額に伴うそれぞれのルール分として調整し、最終的に基金の繰入金額も減額となり、3,061万6,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第40、議案第18号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をお願いします。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そうしましたら、補正予算書の60ページをごらんいただきたいと思います。議案第18号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ82万7,000円を減額し、それぞれの総額を731万1,000円としております。

まず、歳入について説明させていただきたいと思いますので、65ページをごらんいただきたいと思います。それぞれにつきまして、まず県補助金ですが、事業費の確定によりまして県補助金を減額しております。また、諸収入の貸付金の元利収入につきましては決算見込みによりまして減額措置を講じております。また、繰越金につきましては前年度繰越金を措置させていただいております。

そうしますと、今度は歳出でございますけども、66ページでございます。先ほどの収入の貸付金の収入の見込み減によりまして、一般会計への繰出金を、それぞれ住宅新築資金、宅地取得資金、それぞれの事業費で減額しております。また、住宅新築資金等貸付推進助成事業におきましては、事業費の決定によりまして減額措置を講じておるものと、それから一般会計への繰出金、これは繰越金を財源として増額するものでございます。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第41、議案第19号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をお願いします。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そうしましたら、補正予算書の67ページをごらんください。議案第19号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ19万1,000円を追加しまして、それぞれの総額を3億1,632万3,000円としております。

では、まず、歳入について説明させていただきますので、72ページをごらんいただきたいと思っております。公共施設事業分担金、これにつきましては決算見込みにより減額の措置をしておりますし、繰越金につきましては前年の繰越金の増額、決算により増額です。あわせて一般会計からの繰入金の増額をしております。

歳出につきましては73ページですが、一般管理費では、一般会計同様に人事院勧告に基づく人件費の増により、関係する人件費について所要の調整を行っております。公債費では、歳入の補正に伴い財源の組み替えを行っているところであります。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第42、議案第20号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明をお願いします。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長(矢部 整) そうしましたら、補正予算書の75ページをごらんください。議案第20号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、歳入歳出予算の総額にそれぞれ52万3,000円を追加し、それぞれの総額を3億8,873万5,000円としております。

同じく、歳入について説明させていただきますので、80ページをごらんいただきたいと思います。農業集落排水施設事業分担金、それから農業施設排水事業の使用料、こちらについては決算見込みに基づきまして減額措置をしております。あわせて5年に1度の登録がえがございますので、排水設備指定工事店登録手数料を10万5,000円の増額としております。一般会計繰入金につきましては増額の措置、それから前年度繰越金につきましても決算の状況によりまして2万円の増額ということがございます。

歳出についてですが、81ページをごらんいただきたいと思います。それぞれ決算見込みに基づきまして保守点検委託料でありますとかを減額しておりますし、東部広域の行政管理組合、排水費の処理施設の負担金につきましては、決定した金額によりまして86万6,000円を増額しております。また、人事院勧告に基づきまして人件費のほうの調整を行っております。公債費では、歳出の補正に伴いまして財源の更正をしておるところであります。以上であります。

○議長(酒本敏興) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第43、議案第21号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の補足説明をお願いします。

國政福祉課長。

- 福祉課長（國政昭子） 補正予算書の83ページからとなります。議案第21号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、歳入歳出それぞれを238万5,000円減額し、歳入歳出それぞれ11億1,674万5,000円とするものでございます。

歳出につきましては90ページからとなります。主なものとしましては、人件費の調整及び総合事業に取り組む自治体でのサービス利用者がなかったことに伴う総合事業費の精算金の減額、また、成年後見制度利用支援事業の対象者の変動による減額となっております。

財源につきましては88ページからとなります。それぞれの事業に伴うルール分での調整及び繰入金で調整しております。

以上で説明を終わります。

- 議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第44、議案第22号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をお願いします。

國政福祉課長。

- 福祉課長（國政昭子） 補正予算書の93ページとなります。議案第22号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出それぞれから73万2,000円を減額し、それぞれを7,718万4,000円とするものです。

歳入歳出につきましては98ページ、99ページとなります。これは起債の見直しによって、歳出の利息の減に伴ってそれに伴う繰入金も減額するものです。

以上で補足説明を終わります。

- 議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第45、議案第23号 平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の補足説明をお願いします。

國政福祉課長。

○福祉課長(國政昭子) 補正予算書の100ページとなります。議案第23号平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)です。

歳入歳出それぞれを619万円減額し、歳入歳出それぞれ8,416万3,000円とするものです。

歳入歳出それぞれにつきましては105ページ、106ページをごらんいただきたいと思います。後期高齢者広域連合納付金の減額によるもので、財源につきましては保険料、繰入金で調整しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(酒本敏興) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第46、議案第24号 平成27年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)の補足説明をお願いします。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長(寺谷和幸) 議案第24号 平成27年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)。この補正予算につきましては、決算見込みに基づく補正であります。

1ページの第2条にあります患者数ですけれども、入院患者数でいけば732名の減ということで、入院患者3万3,306人を見込んでおります。

それから外来患者ですけれども、605人の減で4万9,731人ということで、病院事業としては1,337人減の8万3,037人を見込んでおります。

それから、第3条の収益的収入及び支出のところでございますけれども、病院事業収益でい

きますと18億9,061万8,000円の収益を見込んでおります。

医業収益のところではいきますと患者数は減っておりますけれども、補正額でいきますと928万7,000円ということで、12億2,575万円ということで診療単価の伸びによる収益の増という結果を見込んでおります。

それから、老健施設においては患者数も396名ふえるということで647万4,000円の増で、トータル1億9,775万4,000円の増を見込んでおります。

はぐっていただいて2ページ目ですけれども、病院事業費用のほうですけれども、決算見込みによります経費の減少ということで、費用全体では2,022万2,000円の減ということで、18億2,475万2,000円の費用を見込んでおります。トータル、当期純利益でいけば、27年度、6,572万4,000円の黒字を見込んでおります。実質収支でいきますと2億6,546万2,000円の黒字ということで、この27年度の補正予算を上げさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第47、議案第34号 職員の給与に関する条例の一部改正についての補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、議案書の37ページ、これをお開きいただきたいと思います。議案第34号 職員の給与に関する条例の一部改正について。

では、38ページをごらんください。資料のほうは、説明資料の概要は5ページでございます。

平成27年度の人事院勧告を踏まえまして、12月にさかのぼりまして勤勉手当の0.1月引き上げ改正及び4月にさかのぼりまして給料表の改正を、あわせて地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、行政職給料表、級別職務分類表の改正を行うとともに、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部

を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴います所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例改正は3つの条例立てとしておりますのは、これは勤勉手当の月数を一度12月にさかのぼって0.1月を引き上げ、その後で平成28年以降、6月、12月、それぞれ0.05月引き上げを行うために、この3条立てということになっております。

まず、38ページ、第1条では、勤勉手当の月数を12月にさかのぼって0.1月引き上げるための改正を行っております。

38から42ページまでの第2条では、これは給料表の改正を行うものでございます。人事院勧告によりまして、1級の初任給が2,500円、それから若年層についても同程度の改定ということで、そのほかは給与制度の総合的見直し、これは一昨年ですね、高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ大体平均で0.4%の引き上げ、月額1,100円というようなことで人事院勧告がなされております。

先ほど申しましたように、1級の初任給が2,500円、大体2級では平均で1,400円、3、4、5、6級では1,100円というような引き上げの幅になっております。

42ページ、第3条では、引用いたします地方公務員法の条項でございます。それ及び用語の改正を行うものでございます。

それから43ページの第19条あたりの勤勉手当につきましては、先ほど申し上げましたように、12月にさかのぼって一度月数を0.1月上げておいたものを、6月と12月にそれぞれ0.05月に引き上げるための改正で、28年以降の改正になります。

それから、43ページの別表第2、44ページにわたりますが、これはいわゆる職務の分類表です。これを一職一級という形に改正するように地公法の改正がございましたので、所要の改正を行うものでございます。

施行日は公布の日でございますが、この第3条にあつては平成28年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

日程第48、議案第35号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定により、なおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) それでは、議案書の45ページでございます。議案第35号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について。

46ページをごらんいただきたいと思います。説明資料では6ページでございます。これも平成27年の人事院勧告を踏まえまして、一般職の給与に準じまして国の特別職の改定がございましたので、あわせまして特別職の職員の給与に関する法律の一部で、町長、副町長、病院事業管理者及び教育長の期末手当を年間0.05月引き上げるものでございます。

これも職員の改正と同じように4条立てとしておりますのは、まず特別職の職員は、ここでは町長、副町長、病院事業管理者、第3条にわたりますと、ここは教育長のということでご理解いただきたいと思います。

先ほど職員と同じように12月にさかのぼって一度0.05月引き上げ、その後、平成28年4月1日以降は、6月、12月それぞれに0.025月引き上げるというものでございます。

46ページの第1条では期末手当を0.1月上げ、第2条では0.025月を引き上げるというものの改正でございます。47ページの第3条、4条、同じ改正の内容となっております。

施行日は公布の日、ただし、第2条、第4条の規定は平成28年4月1日でございます。以上であります。

○議長(酒本敏興) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時00分

再 開 午後 4時06分

○議長(酒本敏興) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第38、議案第16号 平成27年度智頭町一般会計補正予算(第6号)
の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第16号 平成27年度智頭町一般会計補正予算(第6号)を
採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第17号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補
正予算(第4号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第17号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第40、議案第18号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第18号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第41、議案第19号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第19号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第20号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計補

正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第20号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第43、議案第21号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第21号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第44、議案第22号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第22号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第45、議案第23号 平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第23号 平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第46、議案第24号 平成27年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第24号 平成27年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第47、議案第34号 職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第34号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第48、議案第35号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第35号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第49. 陳情について

○議長（酒本敏興） 日程第49、陳情についてを議題とします。

今期定例会において本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、3月10日から21日までの12日間、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、3月10日から21日までの12日間、休会することに決定しました。

来る3月9日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

3月22日は本会議を開き、各委員長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 4時15分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成28年3月8日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 高 橋 達 也

智頭町議会議員 大 藤 克 紀